

2024年以降の新しいNISAについて ～抜本的拡充・恒久化後の制度利活用に向けて～

**日 本 証 券 業 協 会
投 資 信 託 協 会
全 国 証 券 取 引 所 協 議 会
令 和 5 (2 0 2 3) 年 6 月**

目次

1. 2024年以降の新しいNISAの概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2頁
2. 国民一人ひとりのライフプランに基づく安定的な資産形成とNISAの活用方法・・・・・・	18頁
3. 初心者が安心して資産形成を行うために ～長期・積立・分散投資の有効性～・・・・・・	22頁
4. 国民一人一人のライフコースや投資目的に応じたNISAの多種多様な活用方法・・・・・・	34頁
(参考1)NISA(一般・つみたて・ジュニア)口座数・買付額の推移・・・・・・・・	40頁
(参考2)令和5年度税制改正大綱及び改正法案に対する附帯決議(抜萃)・・・・・・・・	42頁
(参考3)NISA制度の担い手である金融機関等の状況・・・・・・・・	46頁
(参考4)海外比較・・・・・・・・	50頁

1. 2024年以降の新しいNISAの概要

◆ NISAの抜本的拡充・恒久化〔金融庁〕

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

令和5年度税制改正においては、これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すとのメッセージを税制において具現化した。

まず、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、**NISAの抜本的拡充・恒久化**を行う。

1. 成長と分配の好循環の実現

(1) NISAの抜本的拡充・恒久化

「**資産所得倍増プラン**」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる**環境を整備することが極めて重要**である。このような観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

【新しいNISA制度のイメージ】

(2024年1月から適用)

	年間 投資枠	非課税 保有期間	非課税保有 限度額	口座 開設期間	投資対象	対象者	現行制度 との関係
つみたて 投資枠	120万円	無期限化	1,800万円 (うち成長投資 枠の限度額は 1,200万円)	恒久化	現行のつみたてNISA 対象商品と同様	18歳 以上	2023年末までに現行 NISA制度で投資した 商品は、新しい制度 の外枠で、現行制度 における非課税措置 を適用
併用可 成長投資枠	240万円				上場株式 ・投資信託等※		

※①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外

新しい制度

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※ 簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品(は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品(は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

(参考) 現行制度

	つみたてNISA (2018年創設)	選択制	一般NISA (2014年創設)
年間投資枠	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

NISAの抜本的拡充・恒久化について(新旧比較)

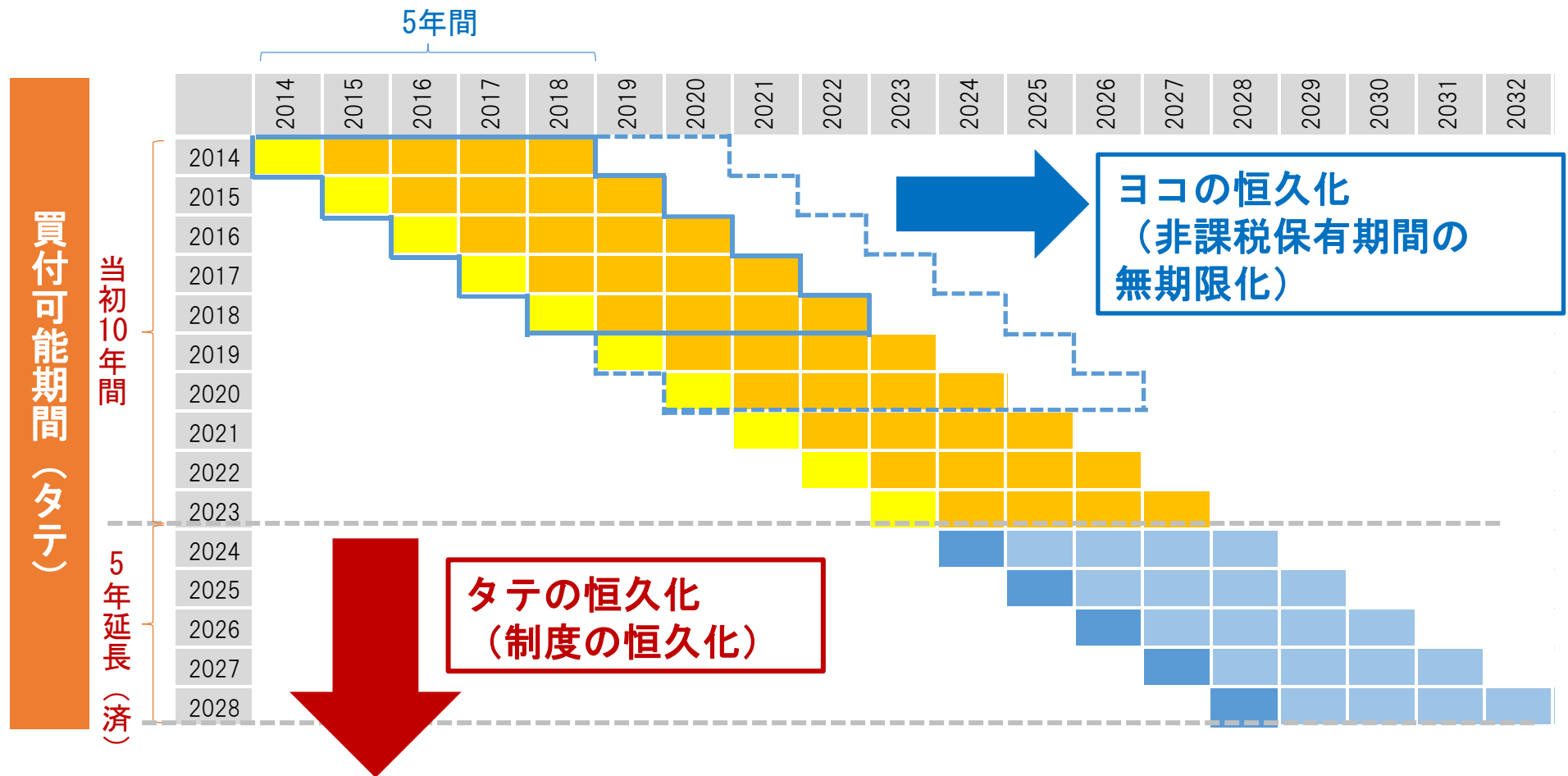
日証協作成

	現行制度(2023年まで)	新制度(2024年以降)	効果等
制度期限 (口座開設期間)	時限措置	恒久化(期限なし)	始めるタイミングや世代に左右されない安定的で継続的な制度へ
非課税保有期間	期限あり 一般NISA 5年 つみたてNISA 20年	無期限	長期的な視点での資産形成手段の確立、長期保有へのインセンティブの強化
一般NISAと つみたてNISA	いずれか選択制	併用可 (つみたて投資枠と成長投資枠)	多様な投資、国民にとってわかりやすく、利用しやすい制度に
年間投資上限	一般NISA 120万円 つみたてNISA 40万円 ＜最大:120万円＞	成長投資枠(一般NISA) 240万円 つみたて投資枠(つみたてNISA) 120万円 ＜最大:360万円＞	一般NISAは2倍、つみたてNISAは3倍に 併用すれば英国ISAを超える水準に
非課税保有限度額	一般NISA 600万円 つみたてNISA 800万円	1,800万円 (うち成長投資枠 1,200万円)	総額で2.25倍に(つみたてNISAの総額比) 一般NISAも2倍に 資産所得倍増に相応しい限度額に
売却した場合の 非課税保有限度額	復活しない	復活する	多様なライフサイクルに沿った運用が可能に

タテの恒久化(制度恒久化)とヨコの恒久化(非課税保有期間の無期限化)

【一般NISA】

非課税保有期間 (ヨコ)



(注) タテとヨコの恒久化を行う場合、非課税保有金額に制限がなくなり、富裕層ほど有利になるとの批判もあることから、格差拡大を防止するためにも、新しいNISAでは簿価残高に非課税保有限度額が設けられた。

⇒NISAの抜本拡充策が富裕層優遇との批判は当たらない。

恒久化と非課税保有限度額の設定

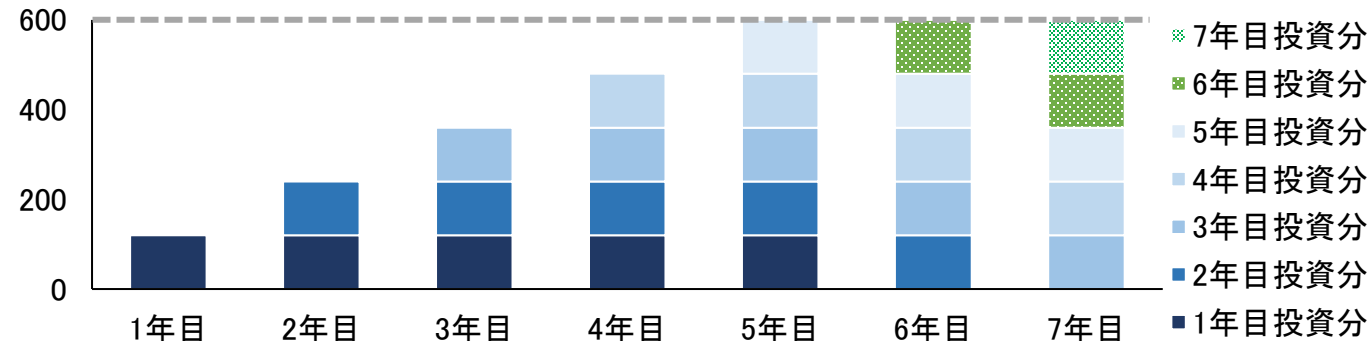
【現行制度(2023年まで)】

非課税保有限度額は年間投資枠と非課税保有期間により自動的に決定

つみたて: 800万(40万×20年)

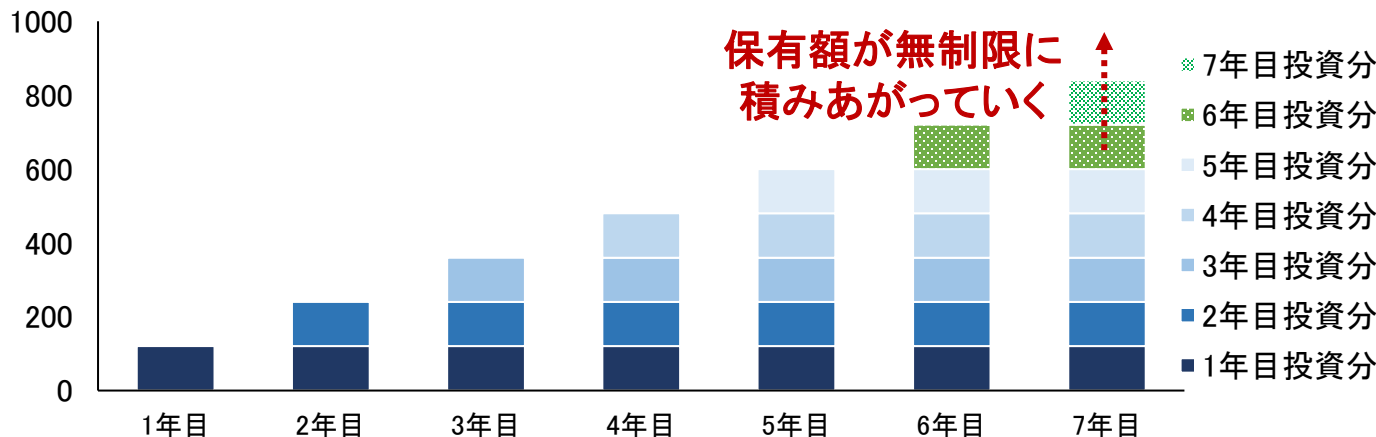
一般: 600万(120万×5年)

(万円)



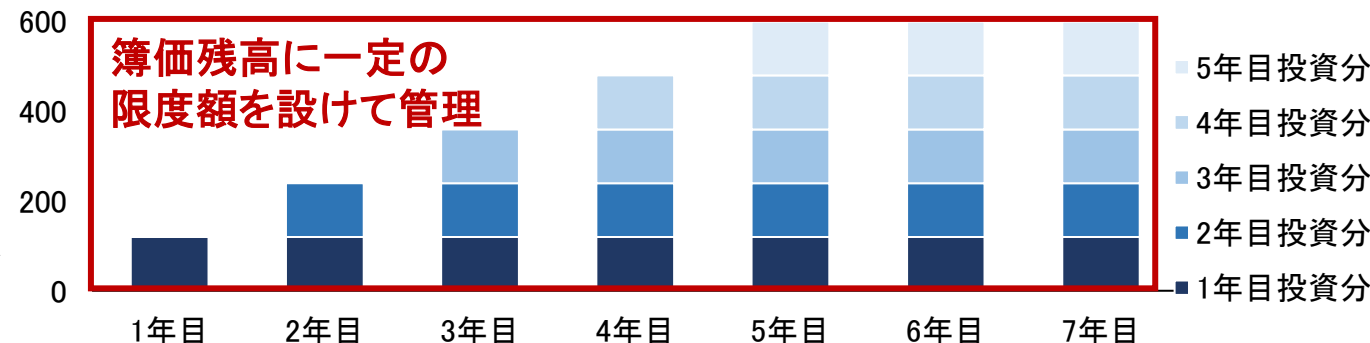
【タテとヨコを無条件に恒久化した場合】

恒久的に投資可能・無期限で保有可能となれば、非課税保有に制限がなくなり、富裕層ほど有利になる懸念



【新制度(2024年以降)】

NISAで保有できる商品の簿価残高に非課税保有限度額を設けることで、青天井となることを防止

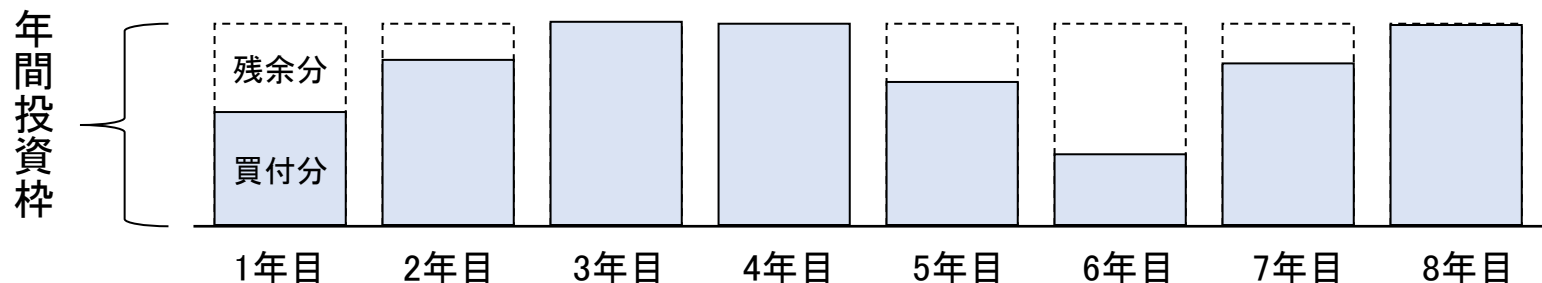


生涯を通じた簿価残高による管理

【現行制度(2023年まで)】

金融機関は各年の年間投資枠のみを管理

- その年に使い残した非課税枠を翌年以降に繰り越すことはできない。
- 買付分を売却したとしても、非課税枠は復活しない。**



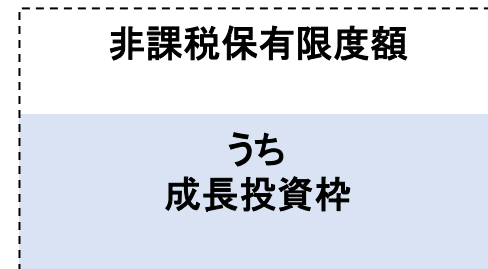
【新制度(2024年以降): 簿価残高管理】

金融機関は各年の年間投資枠に加えて、簿価残高で総額を管理

- 買付分を売却した場合、翌年以降に非課税保有限度額が復活**



- 一般NISAの機能を引き継ぐ成長投資枠は、全体の枠の中で内数として設定

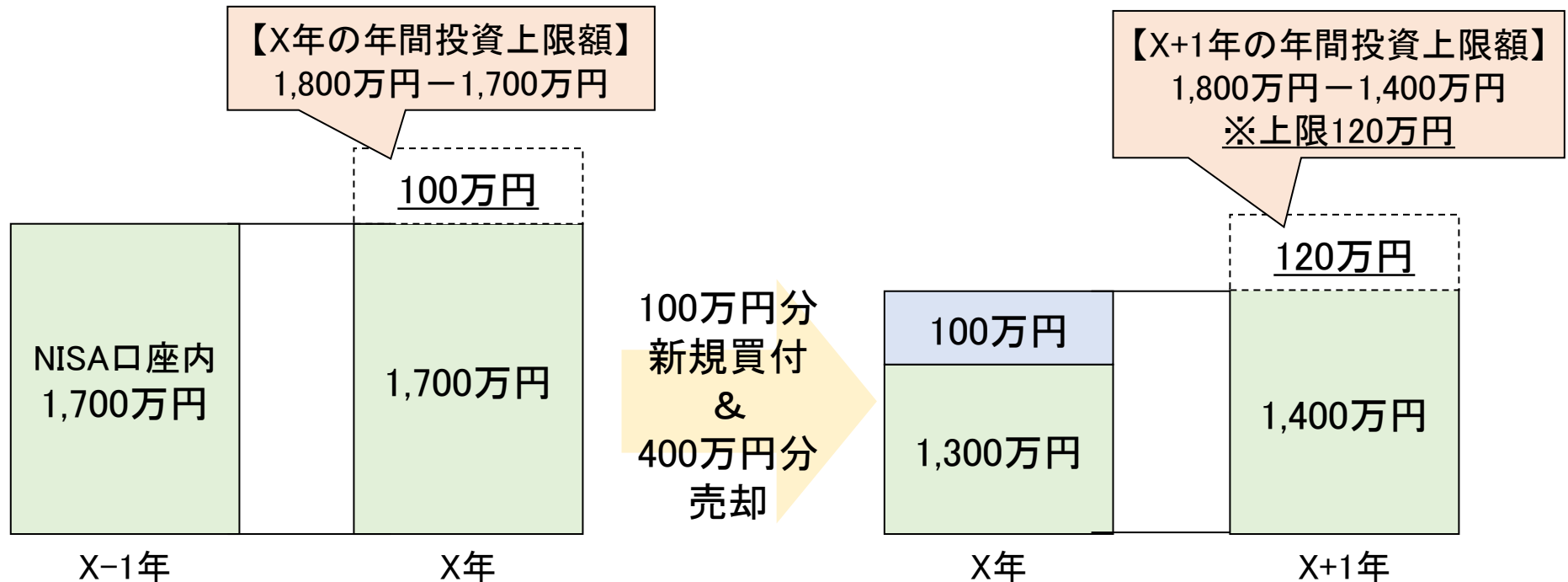


非課税保有限度額について

- 非課税保有限度額は、「簿価残高方式」で管理する。
- 非課税保有限度額は、売却による再利用が可能である(売却した分は翌年以降に復活)。

【つみたて投資枠の例】

ある年の年間投資上限額＝(1,800万円－前年にNISA口座に受け入れている簿価) ※上限120万円



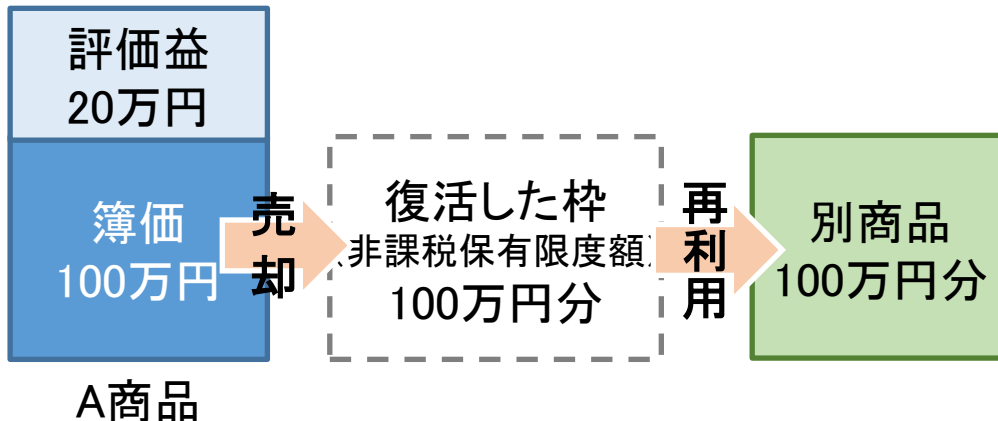
※年間投資枠の制約があるため、売却した400万円全てを一度に新規買付することはできない(回転売買の抑止)

「非課税保有限度額の枠の再利用」と「スイッチング」の違い

【非課税保有限度額の枠の再利用】

値上がり分を含まない額(簿価)だけ、非課税保有限度額の枠が売却によって復活。

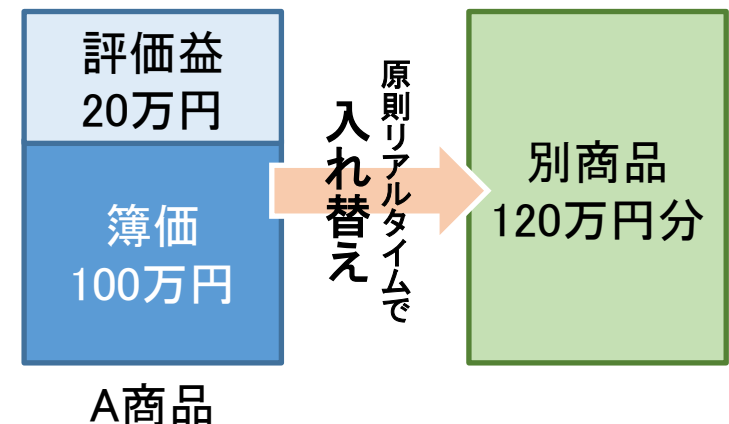
- 保有商品を売却したお金が個人の手元に戻るため、消費やライフイベントへの充当など自由に利用可能。
- 復活した枠は、好きなタイミングで再び投資(資産形成)に利用可能だが、非課税買付としてカウントされる(年間投資枠による買付制限の対象内)。



【スイッチング(投資商品の入れ替え)】

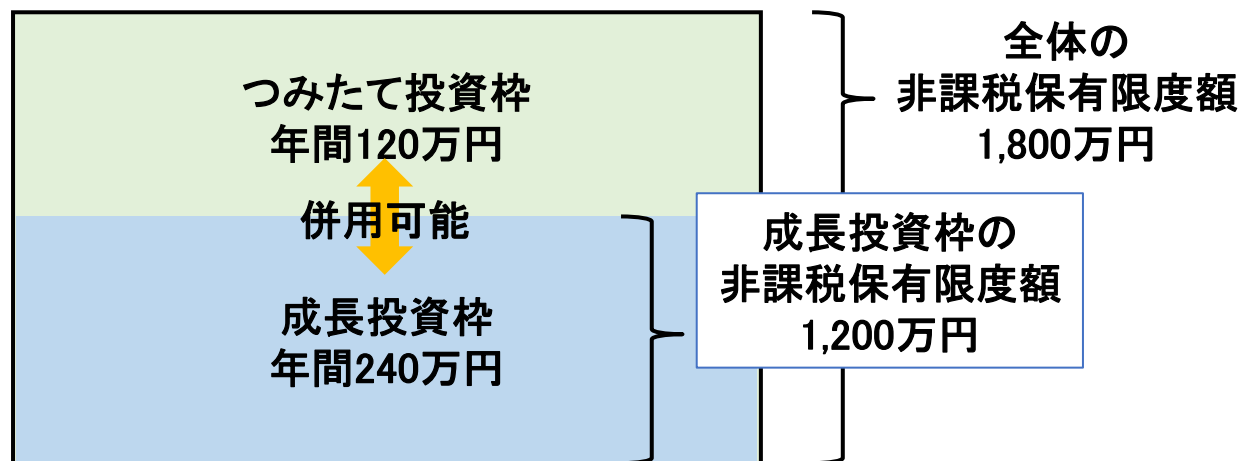
値上がり分も含めた額(時価)で、異なる商品に入れ替え(リバランス)する。

- 保有商品を売却したお金を個人の手元に戻さずに別の商品の購入にあてるため、消費などには利用できない(老後資金など、引出しを前提としない資産形成では大きな効果)。
- 非課税買付にはカウントされない(年間投資枠による買付制限の対象外)。



つみたて投資枠と成長投資枠の併用イメージ

- つみたて投資枠のみの場合、非課税保有限度額は1,800万円まで利用することができる。
利用イメージ) ①年120万円投資 × 15年間 = 1,800万円
②年60万円投資 × 30年間 = 1,800万円
- 成長投資枠のみの場合、非課税保有限度額は1,200万円まで利用することができる。
利用イメージ) ①年240万円投資 × 5年間 = 1,200万円
②年120万円投資 × 10年間 = 1,200万円
- 非課税保有限度額は、成長投資枠の利用分だけつみたて投資枠が少なくなる。
利用イメージ) ①つみたて投資枠600万円 + 成長投資枠1,200万円 = 1,800万円
②つみたて投資枠1,200万円 + 成長投資枠600万円 = 1,800万円



年間投資枠

	旧制度(2023年まで)	新制度(2024年以降)	備考
つみたてNISA／ つみたて投資枠	40万円	120万円	3倍
一般NISA／ 成長投資枠	120万円	240万円	2倍
併用可否	併用不可	併用可	—
	最大 120万円	最大 360万円	3倍

【参考】英国ISAの年間投資枠は20,000ポンド(約332万円) (注)2023課税年度の額、1ポンド＝166.1円で換算。(2023年4月時点)

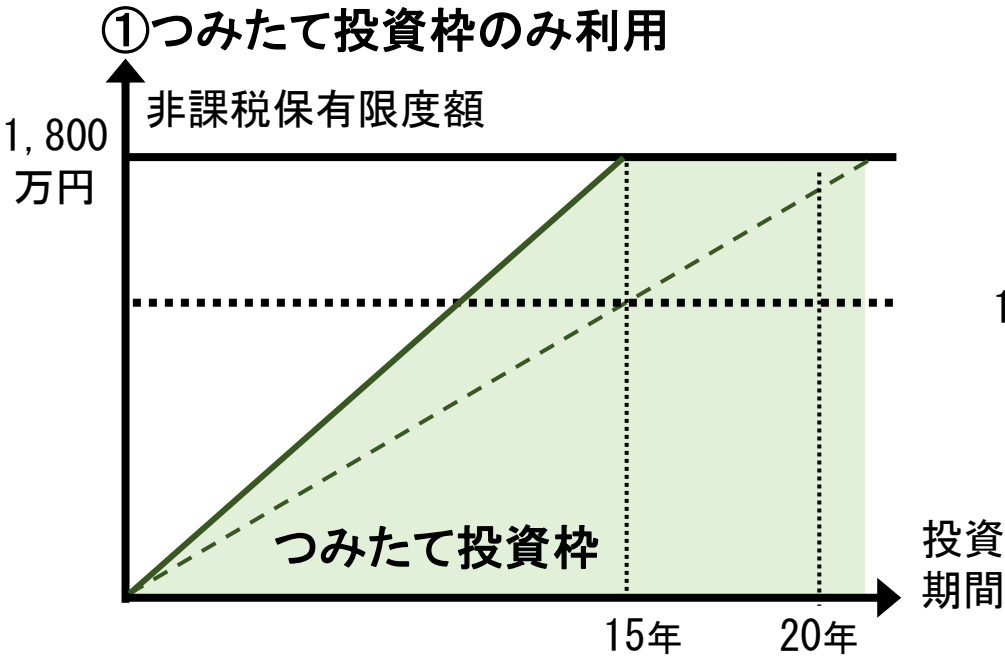
非課税保有限度額

	旧制度(2023年まで)	新制度(2024年以降)	備考
つみたてNISA／ つみたて投資枠	800万円	1,800万円	2.25倍
一般NISA／ 成長投資枠	600万円	1,200万円 ※成長投資枠は つみたて投資枠の内数	2倍
併用可否	併用不可	併用可	—
	最大 800万円	最大 1,800万円	2.25倍

投資期間（非課税保有限度額に達するまでの期間）

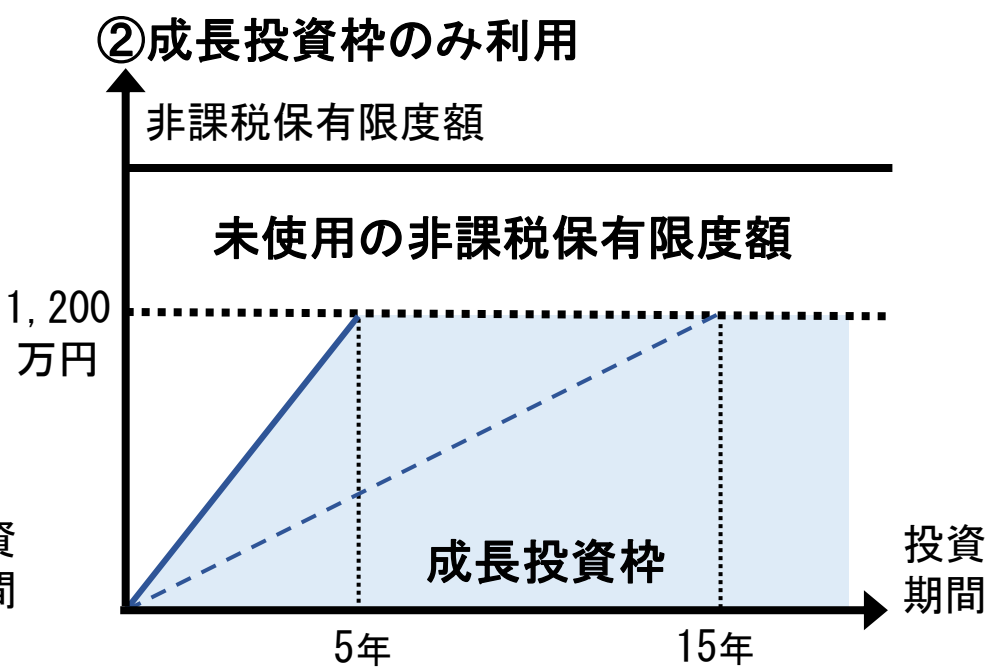
	NISA（～2023年の旧制度）	NISA（2024年～の新制度）
つみたてNISA／ つみたて投資枠	20年	15年以上（※） ＜つみたて投資枠のみの利用＞
一般NISA／ 成長投資枠	5年	5年以上（※） ＜成長投資枠のみの利用＞
併用した場合	—	5年以上（※）

※NISA制度が恒久化されたため、年間投資額により実際の投資期間は変動する。



最短で 120万円×15年

年間投資額により、投資期間も柔軟に変動

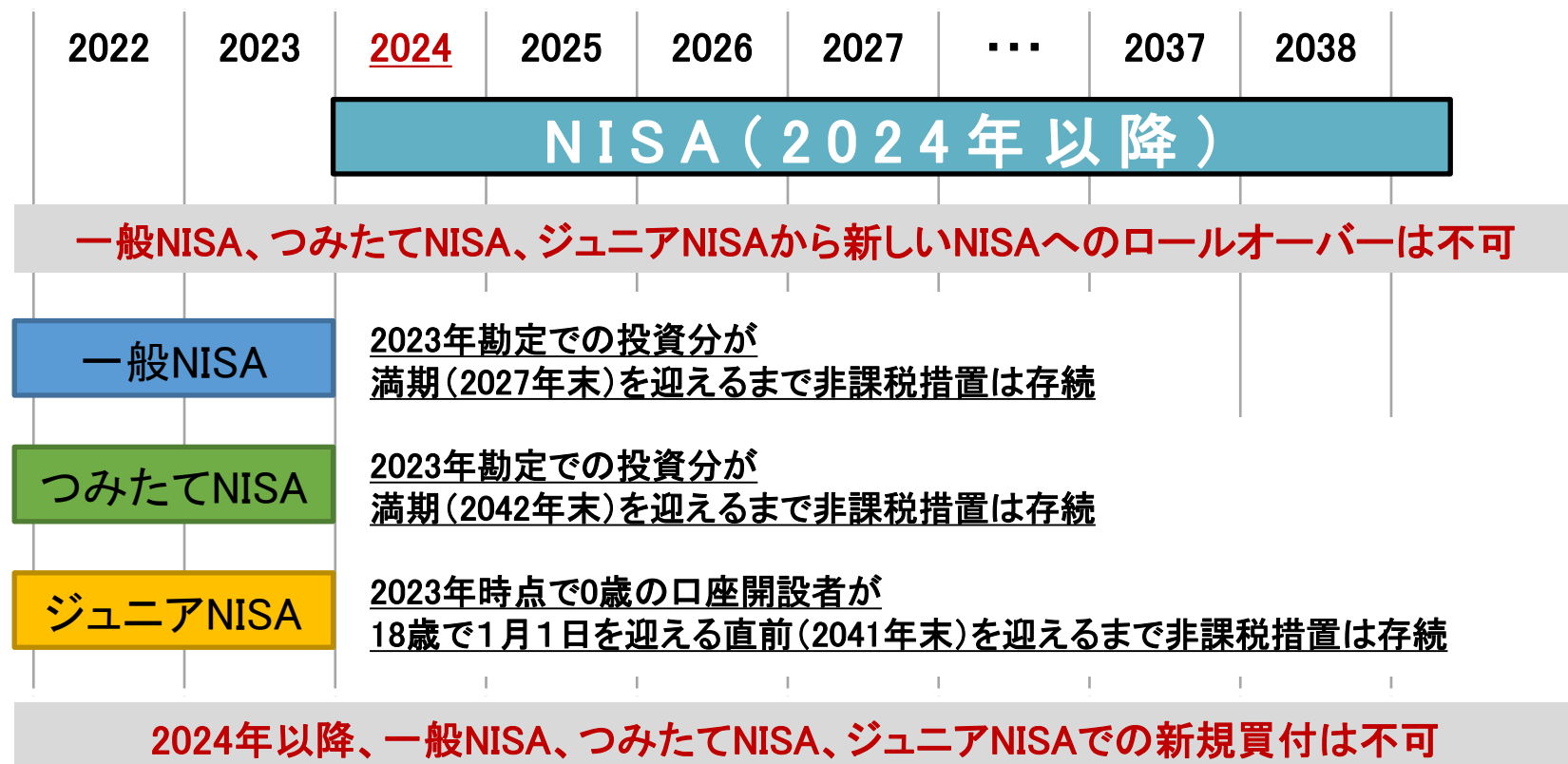


最短で 240万円×5年

年間投資額により、投資期間も柔軟に変動

旧制度(2023年まで)との関係について

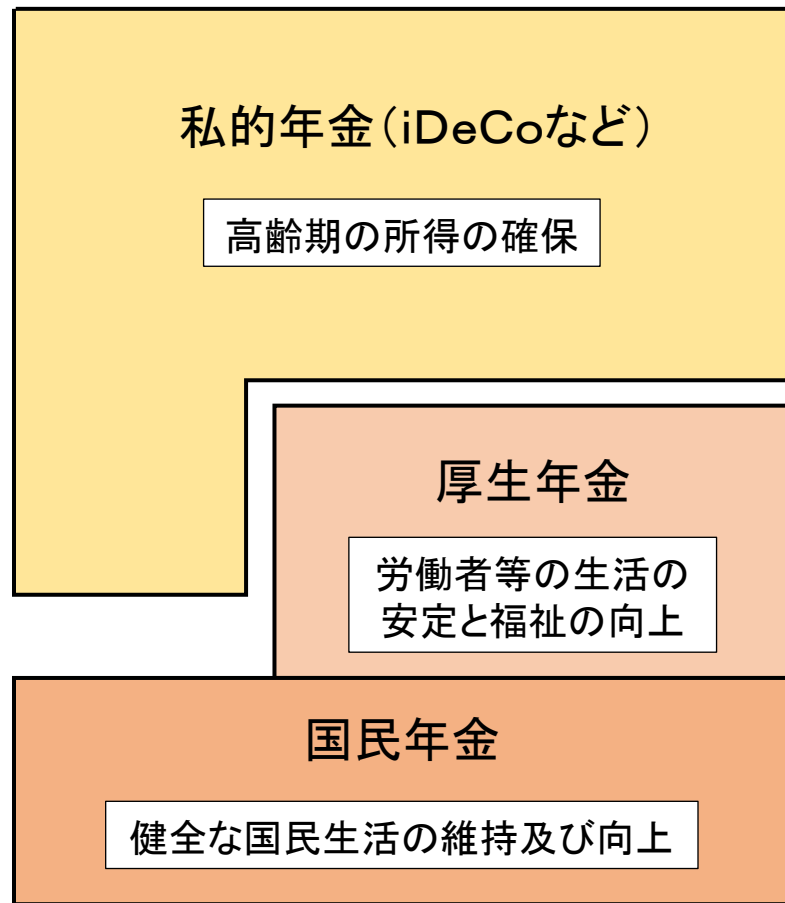
- 旧制度(2023年まで)である一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、旧制度における非課税措置を適用する。



私的年金制度とNISA制度の比較(イメージ)

年金制度

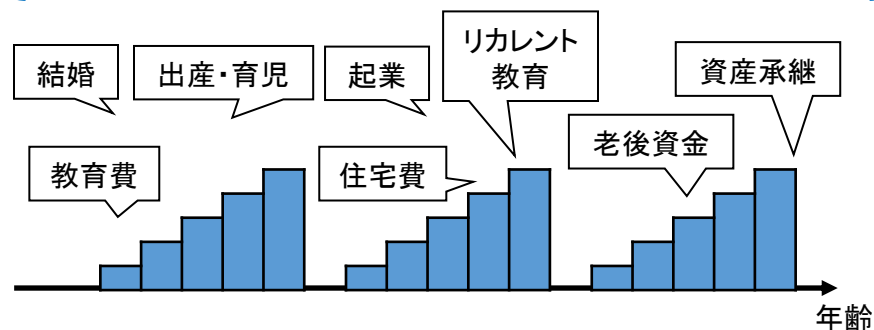
〔 老齢、障害又は死亡給付 〕



年齢による払出制限あり

資産形成支援制度(NISA)

教育、住宅、老後といった、これまでの三大支出だけでなく、起業資金、リカレント教育等の多様な資金使途に対応



◆ 中長期的な資産形成の支援

個人金融資産の過半が現預金
⇒リスク・リターンの改善による
資産と可処分所得の拡大

◆ 成長資金の供給拡大

人口減少時代の我が国経済の
持続可能性(サステナビリティ)の確保

年齢や使途による払出制限なし

2024年以降の新しいNISAにおいては
非課税保有限度額の範囲内で出し入れ可能

NISAについて知っておきたいこと

1. NISA口座はどこで作れるか。

NISA口座は、証券会社や銀行などの金融機関で作ることができる。金融機関ごとに取り扱っている金融商品が異なり、注意が必要。上場株式やETF・REITは証券会社でのみ購入することができる。



2. NISA口座は原則1人1口座しか開設できない。

NISA口座は原則1人1口座。NISA口座を開設する金融機関の変更は1年単位でしか行えない（金融機関の変更をした場合には、複数のNISA口座を持つことになるが、買付けができるのは各年につき1つのNISA口座だけとなる）。

3. 上場株式の配当金等を非課税とするには、「証券会社で受け取る方式(株式数比例配分方式)」を選択する必要がある。

NISA口座で保有する上場株式の配当金やETF、REITの分配金を非課税で受け取るためには、証券会社で「株式数比例配分方式」を選択する必要がある。いったん「株式数比例配分方式」を選択すると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択される。なお、株式投資信託の分配金は、受取方法を問わず非課税となる。

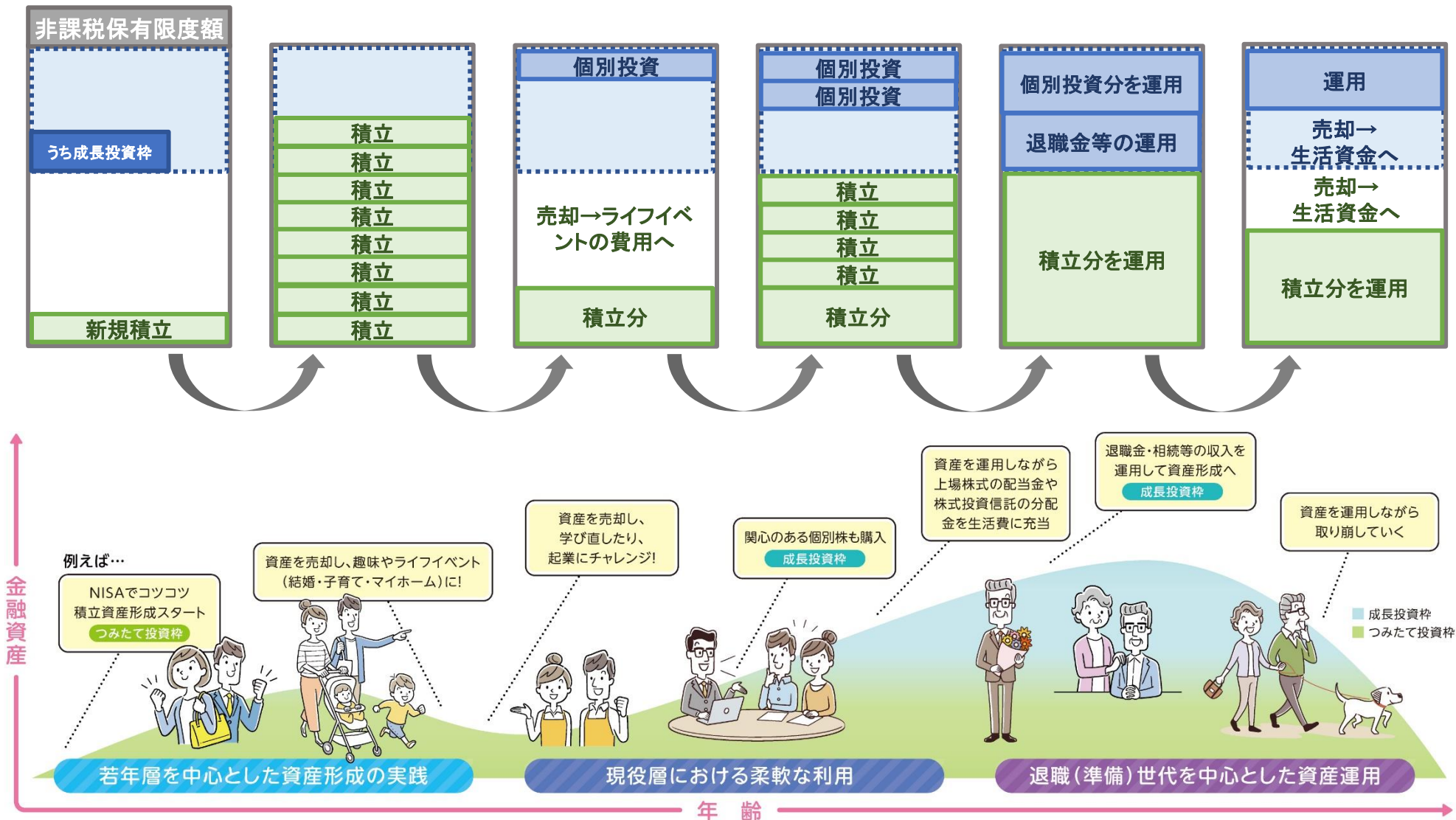
4. NISA口座と特定口座や一般口座との損益通算はできない。

NISA口座における配当金や売買益等は非課税となるが、その一方で売買損失はないものとされる。特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売買益等との損益通算はできない。

2. 国民一人ひとりのライフプランに基づく 安定的な資産形成とNISAの活用方法

2024年以降のNISAの活用イメージ

■ つみたて投資枠 ■ 成長投資枠



⇒ 2024年以降のNISAは全世代・多様なライフスタイルのニーズに対応し、国民一人ひとりのライフプランに合わせた柔軟な投資が可能

2024年以降のNISAの活用イメージ ■ つみたて投資枠 ■ 成長投資枠

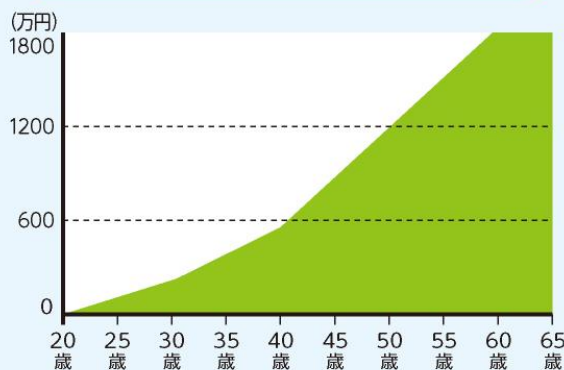
今は使うお金が多いから少しずつ、余裕が出てきたら多めに、年齢に合わせてコツコツと資産形成したい

20歳



- 1 20歳から月2万(年24万)円、30歳からは月3万(年36万)円、40歳からは月5万(年60万)円を60歳まで積立投資した場合

40年間(20歳～60歳)



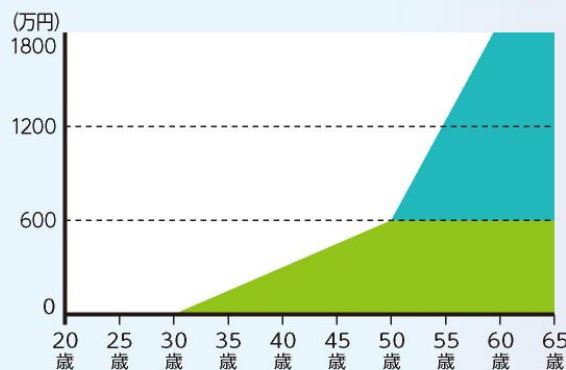
今はコツコツ定額で積み立てていって、余裕の出てる50歳くらいに上場株も買って資産形成したいな

30歳



- 2 30歳から月2.5万(年30万)円をつみたて投資枠で、50歳からは月10万(年120万)円を成長投資枠で60歳まで投資した場合

30年間(30歳～60歳)



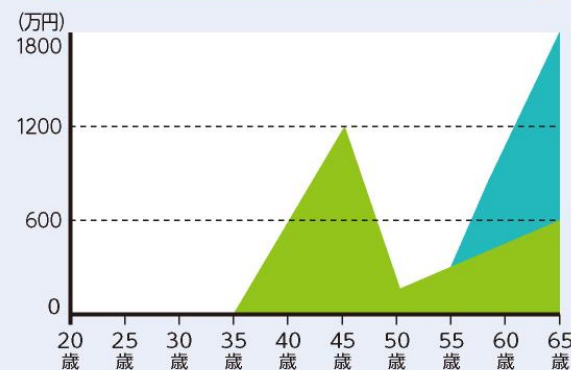
資金を貯めて、40代のうちにもう一度学校に行って学びたい! 落ち着いたらいろんな投資にもチャレンジしたいな

35歳



- 3 35歳から月10万(年120万)円を45歳まで積立て、学びなおしの資金に使った後、積立投資を継続、55歳からは成長投資枠も利用した場合

30年間(35歳～65歳)



2024年以降のNISAの活用イメージ ■ つみたて投資枠 ■ 成長投資枠

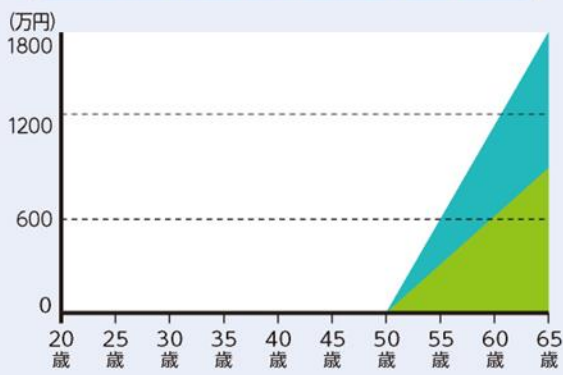
定年までに余剰資金で資産形成をしたい
上場株式も買って配当ももらっていききたいな



50歳

4 50歳から65歳まで月5万(年60万)円を積立投資、月5万(年60万)円を成長投資枠で投資した場合

15年間(50歳～65歳)



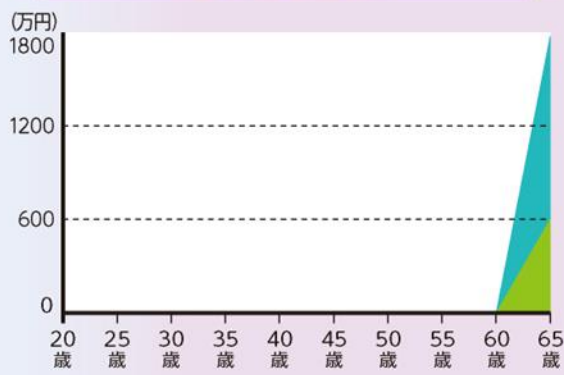
退職金で手持ちのお金が増えたから、資産形成をしたい



60歳

5 退職金等を原資に60歳から65歳まで年120万円を積立投資、年240万円を成長投資枠で投資した場合

5年間(最短)



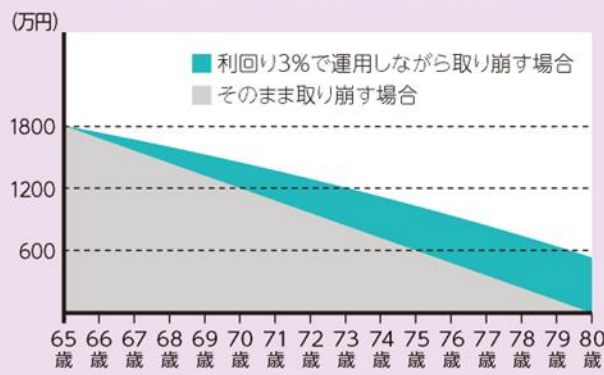
資産を長持ちさせたいから、生活資金に使いつつ資産運用も続けよう



70歳

6 65歳以降、1,800万円を毎年120万円ずつ15年間取り崩す場合

15年間(65歳～80歳)



3. 初心者が安心して資産形成を行うために ～長期・積立・分散投資の有効性～

長期・積立・分散投資

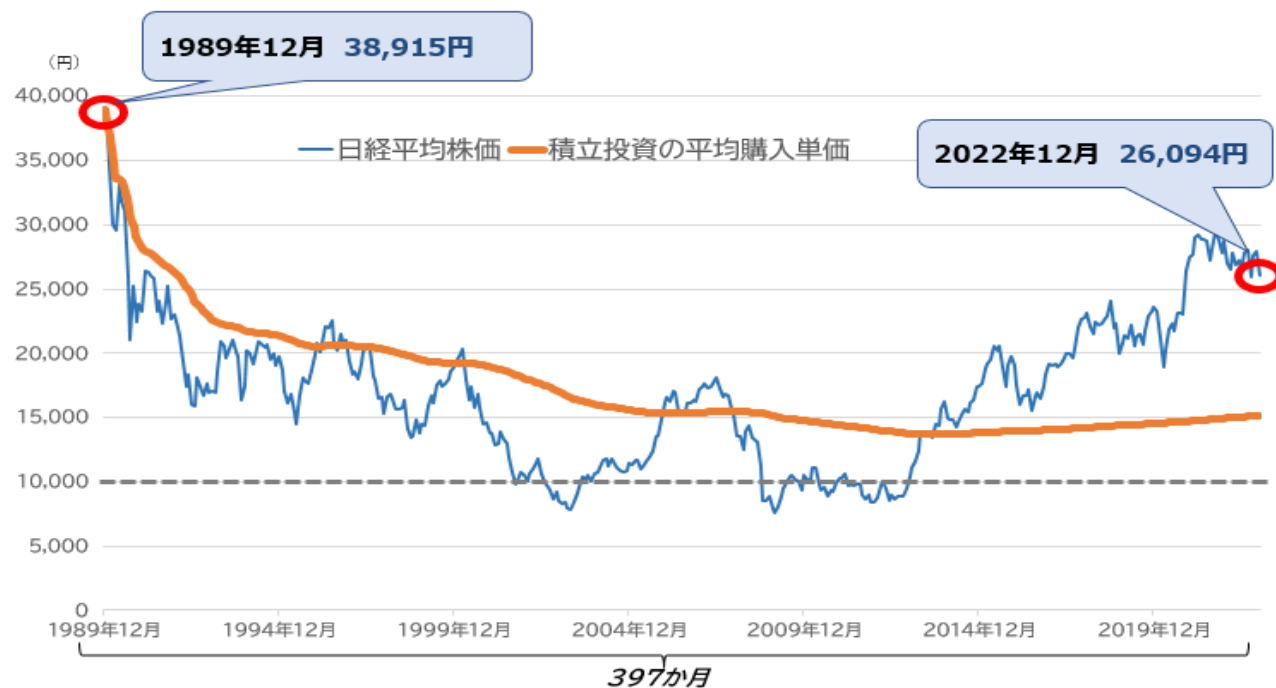
→どれか一つではなく、すべて併せて行うことが大切。

【長期投資】 金融商品の価格変動に一喜一憂せず、長い目で保有し続ける方法。金融商品の価格は上がったたり下がったり変動し、一時的に下がっていたとしても、長期で見ると上がることもある。

【積立投資(定時・定額購入方法)】

毎月、定期的に、1,000円など一定金額ずつ買い付ける方法。株価(基準価格)が安い時は多く、高い時は少なく購入することになり、結果として平均の購入価格が下がる。また、長期投資にもつながる結果となり、この「定時・定額購入」を長期間行うことによって、損失のリスクが抑えられる。

実際の日経平均株価で単純に試算↓
(一括購入の場合)…1989年12月に38,915円で投資し、2022年12月に26,094円で売ると、**約33%の損失**
(積立投資の場合)…同期間に毎月1万円ずつ投資をすると、397万円(397か月)が、**683万円と約1.72倍**



※実例は過去のデータによるものであり、将来の市場環境を保証するものではない。配当金・手数料等は考慮していない。

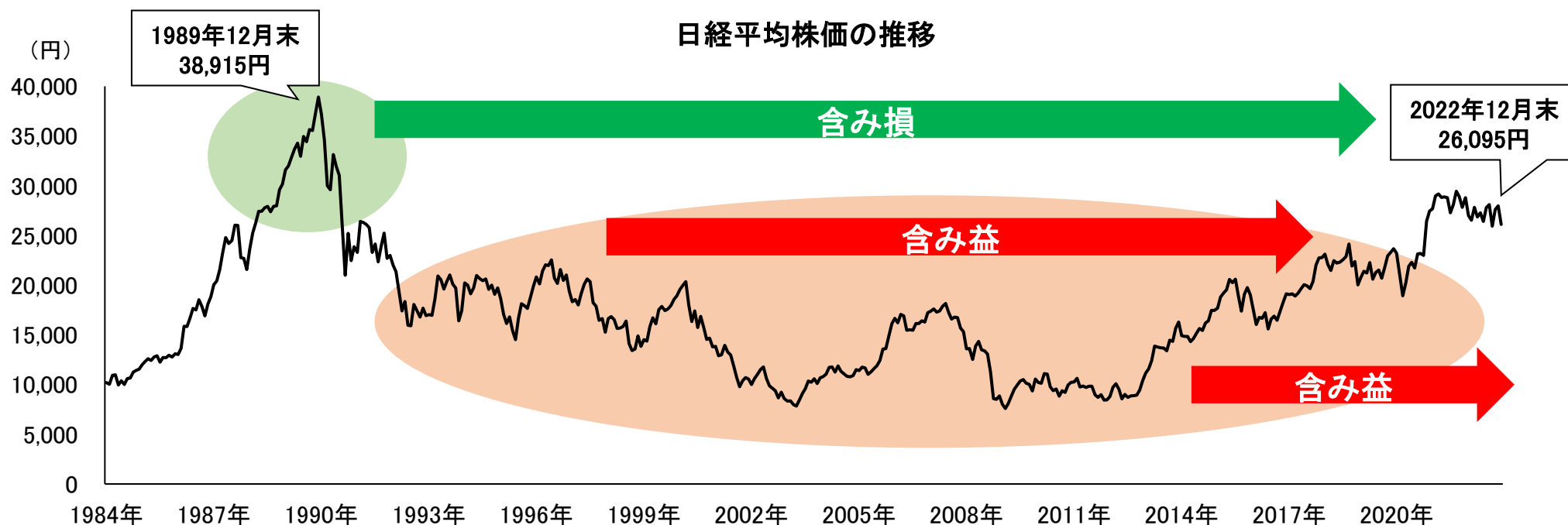
【資産分散投資】

投資する先(資産)を分散させる投資方法。投資の世界には「1つのカゴに卵を盛るな」という格言があり、1つのカゴに卵を全部入れておくと、カゴを落としたときに卵が全部割れてしまうので、あらかじめ複数のカゴに分けておくことで、リスクを最小限に抑えようという考え方。

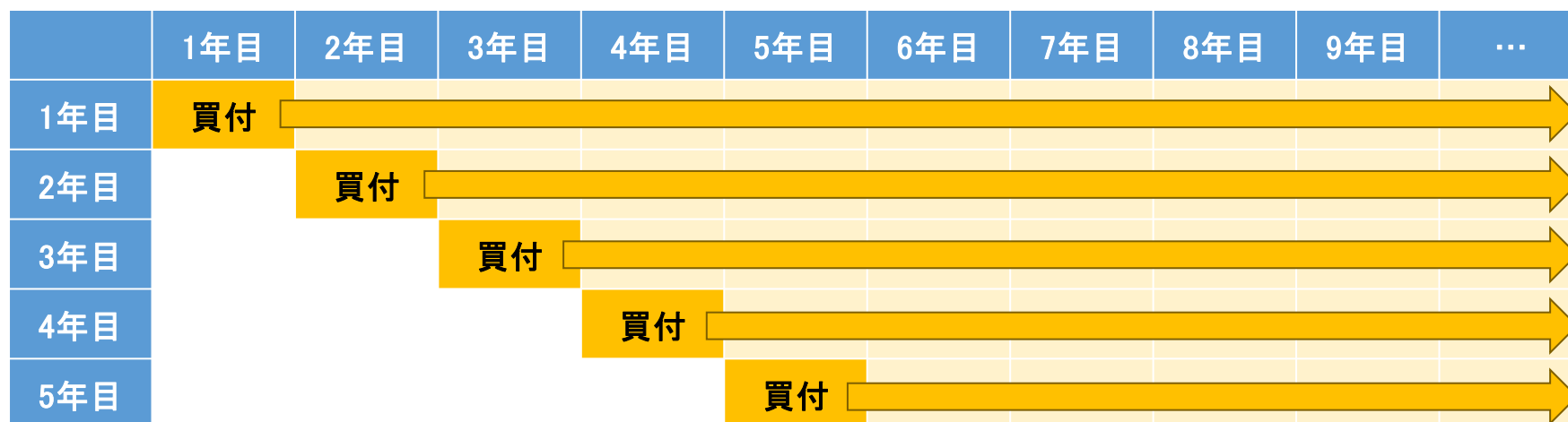
長期保有(長期投資)の効果



- 投資によるリターンを得る上では、基本的には長期的な保有(長期投資)が有効であるとされている。
- 一方で、有価証券の価格変動による元本き損(高値掴み)のリスクや信用リスクが存在する。
- 例えば、2022年12月末の日経平均株価(終値)は26,095円であったが、これは過去30年間ほとんどの時点の買付でもプラス(含み益)の水準である。しかしながら、バブル絶頂期に投資した場合はいまだ含み損となっている。



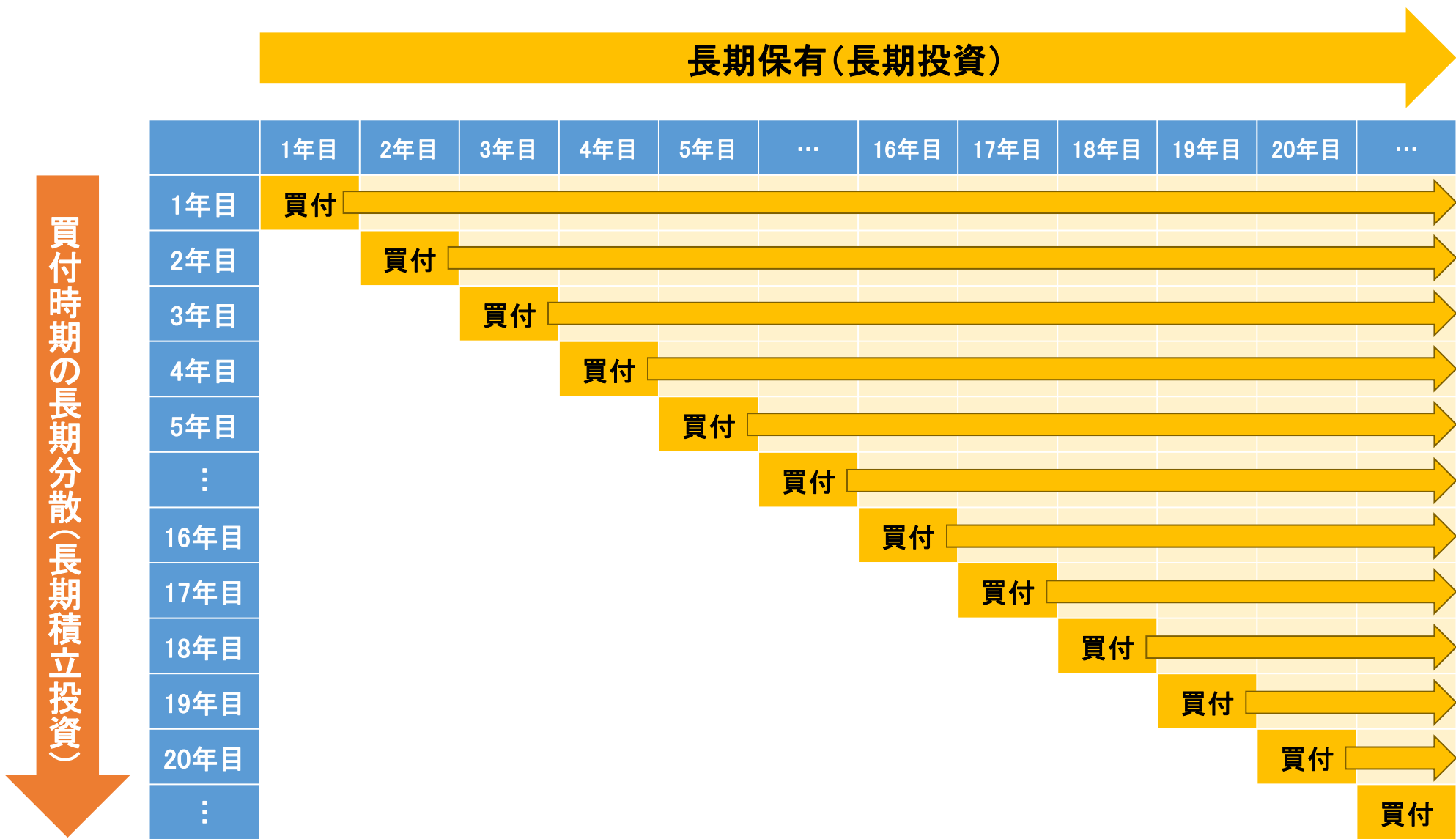
買付時期の分散(積立投資)の効果



- 「高値掴み」(元本き損)のリスクを減らし、資産価値を安定させる上では、長期間の継続保有に加えて、買付のタイミングの分散(積立投資)が有効である。
- 積立投資の代表例である定時・定額の買付(毎回、同じ金額で継続して買い付ける投資手法*)では、価格が安いときは多くの量を、価格が高いときは少ない量を購入するため、結果として1単位当たりの購入価格を下げるができる。 *「ドル・コスト平均法」等とも呼ばれる。
- 2時点で価格が同じで、その間に価格が下落していても、資産価値はプラスになる。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	買付合計	1株当たりの 取得価額	株価1,000円の時の 資産価値	株価900円の時の 資産価値
株 価	1,000円	1,100円	800円	750円	800円				
積立購入金額 (購入株数)	120万円 (1,200株)	120万円 (1,090株)	120万円 (1,500株)	120万円 (1,600株)	120万円 (1,500株)	600万円 (6,890株)	870円	689万円 (+89万円の含み益)	620万円 (+20万円の含み益)
一括購入金額 (購入株数)	600万円 (6,000株)	—	—	—	—	600万円 (6,000株)	1,000円	600万円 (±0)	540万円 (▲60万円の含み損)

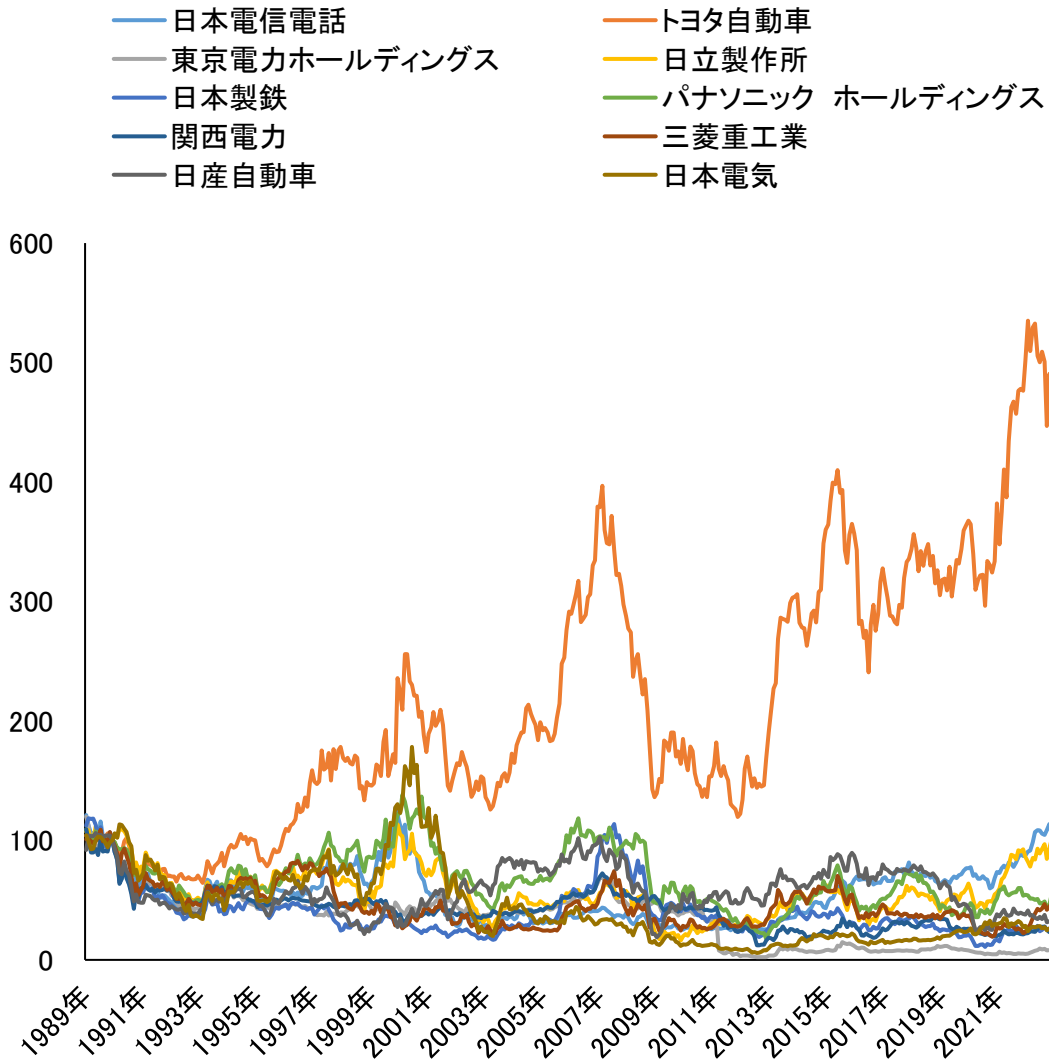
長期・積立投資の効果



長期・積立投資の効果(バブル時の主な日経平均採用銘柄)

＜日経平均継続採用銘柄(金融除く)のうち、1989年当時の時価総額上位10銘柄＞

株価の推移(1989年末=100とした場合)



(出所)ブルームバーグ、各種情報をもとに日証協作成。

投資パフォーマンス(1989年12月末～2022年12月末)

※毎月1万円を投資した場合(累計投資金額397万円)

順位	社名	一括投資	積立投資
1	日本電信電話	414万円 (+4%)	898万円 (+126%)
2	トヨタ自動車	1,714万円 (+332%)	1,041万円 (+162%)
3	東京電力ホールディングス	31万円 (▲92%)	226万円 (▲43%)
4	日立製作所	367万円 (▲8%)	734万円 (+85%)
5	日本製鉄	115万円 (▲71%)	356万円 (▲10%)
6	パナソニックホールディングス	190万円 (▲52%)	321万円 (▲19%)
7	関西電力	104万円 (▲74%)	297万円 (▲25%)
8	三菱重工業	181万円 (▲54%)	453万円 (+14%)
9	日産自動車	113万円 (▲72%)	223万円 (▲44%)
10	日本電気	98万円 (▲75%)	382万円 (▲4%)

(注)1. 期間中に支払われた配当は考慮しない。

2. 積立投資: 1989年12月末から2022年12月末までの間、毎月1万円を各月末に投資。

3. 一括投資: 1989年12月末に、積立投資の投資金額と同額(397万円)を一括投資。

日本の上場企業時価総額ランキング(金融含む)の変遷

順位	1989年	2022年
1	日本電信電話	トヨタ自動車
2	日本興業銀行	ソニーグループ
3	住友銀行	キーエンス
4	富士銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ
5	第一勧業銀行	ソフトバンクグループ
6	三菱銀行	日本電信電話
7	三和銀行	KDDI
8	トヨタ自動車	ファーストリテイリング
9	東京電力ホールディングス	第一三共
10	野村ホールディングス	三井住友フィナンシャルグループ

(注)1989年の当時の銘柄のうち、現在も上場を継続しているものについては現在の名称を使用。

(出所)1989年 各種情報をもとに日証協作成。

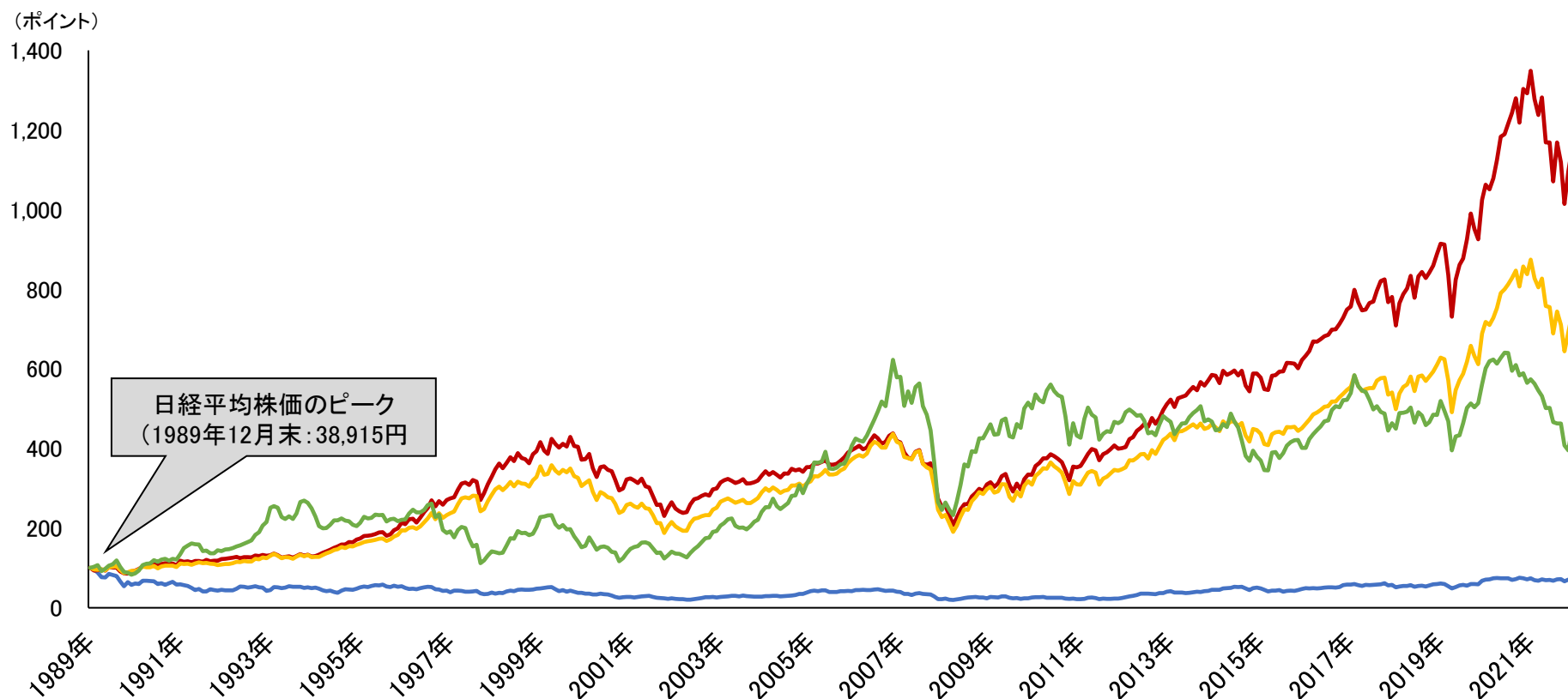
2022年 東京証券取引所「時価総額順位表(2022年12月30日現在)」

長期・積立・分散投資の効果

- インデックス投資(マーケット全体の値動き(株価情報)に忠実に連動する商品への投資)を行うことで、マーケットの背後にある日本経済の成長に見合った資産価値と資産所得(リターン)を得ることが期待できる。
- さらに、投資対象をグローバルに分散することにより、世界経済の成長の果実を得ることができる。

主要な株価指数の推移(1989年末=100とした場合)

— 日経平均株価 — S&P500 — MSCI KOKUSAI — MSCI EMERGING



長期・積立・分散投資の効果(日経平均株価・TOPIX)

- 日経平均株価、TOPIXは未だにバブルのピーク時(1989年12月末時点)の水準まで回復していない。そのため、ピーク時にこれらの指数に一括投資を行った投資家は未だ含み損の状態。
- しかし、毎月一定額を買い付ける積立投資の場合は含み益となっており、預金での運用より有利となっている。

⇒「バブル崩壊後のデフレ経済下においては、預金による資産形成が有利であった」という理解は誤り。

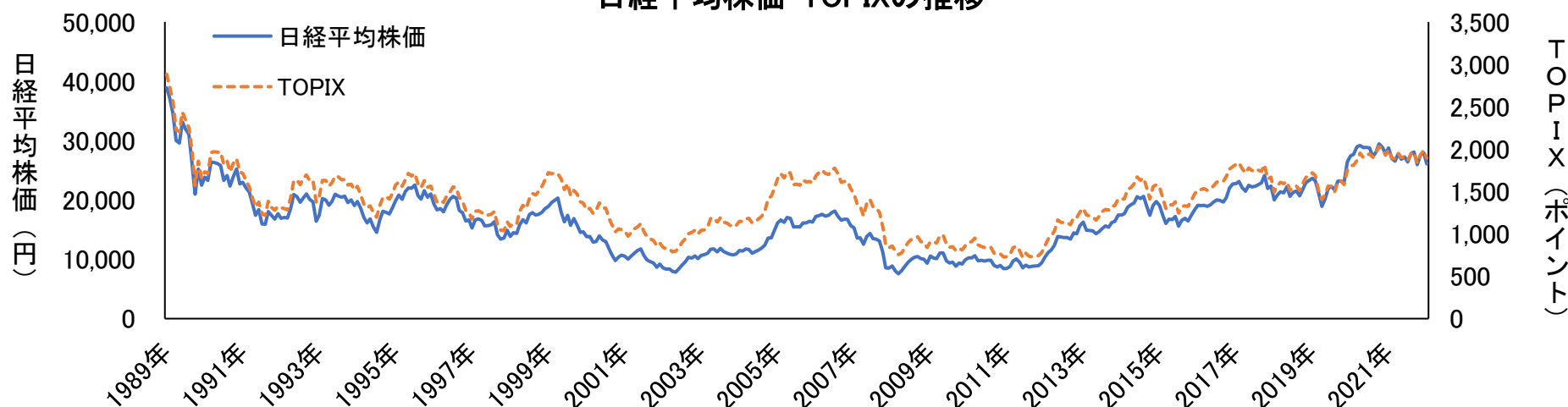
1989年12月～2022年12月の投資パフォーマンス	日経平均株価		TOPIX		銀行預金
	1万円／月の積立投資	同額を一括投資	1万円／月の積立投資	同額を一括投資	1万円／月の預け入れ
総積立金額(元本金額)	397万円				
2022年12月末時点の時価評価額	684万円 (+72.3%)	266万円 (▲32.9%)	579万円 (+45.8%)	261万円 (▲34.3%)	415万円 (+4.5%)

銀行預金預入れの**1.6倍**

銀行預金預入れの**1.4倍**

(注) 銀行預金は、年末時点の残高に当時の定期金利利回りを適用して計算(複利)。

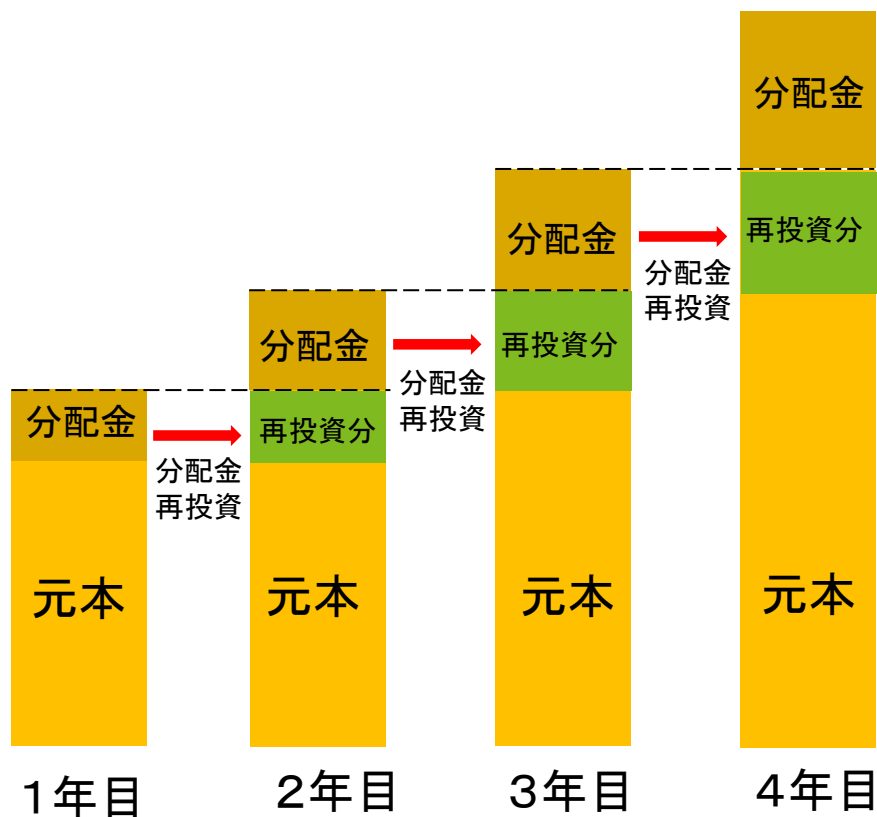
日経平均株価・TOPIXの推移



複利の効果

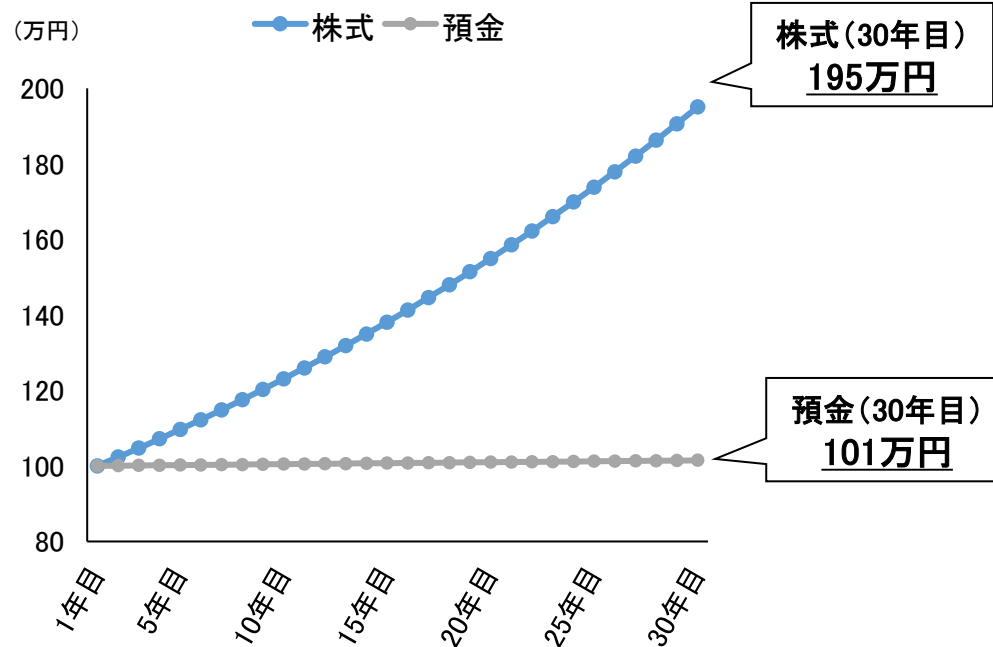
- 資産(元本)を運用して得られた資産所得(配当等)を、消費等に回さずに更に運用する場合には、複利の効果を得られる。
- 長期で保有するほど複利の効果は大きくなる。
- 投資信託による資産運用においては、分配金を投資信託内で再投資することによって複利の効果を得ることができる。

分配金再投資による複利の効果



(参考)複利の効果の比較

定期預金金利(2022年:0.05%)と
東証プライム市場上場企業の配当利回り(2022年:2.33%)
とで100万円を30年の間、複利運用した結果を比較

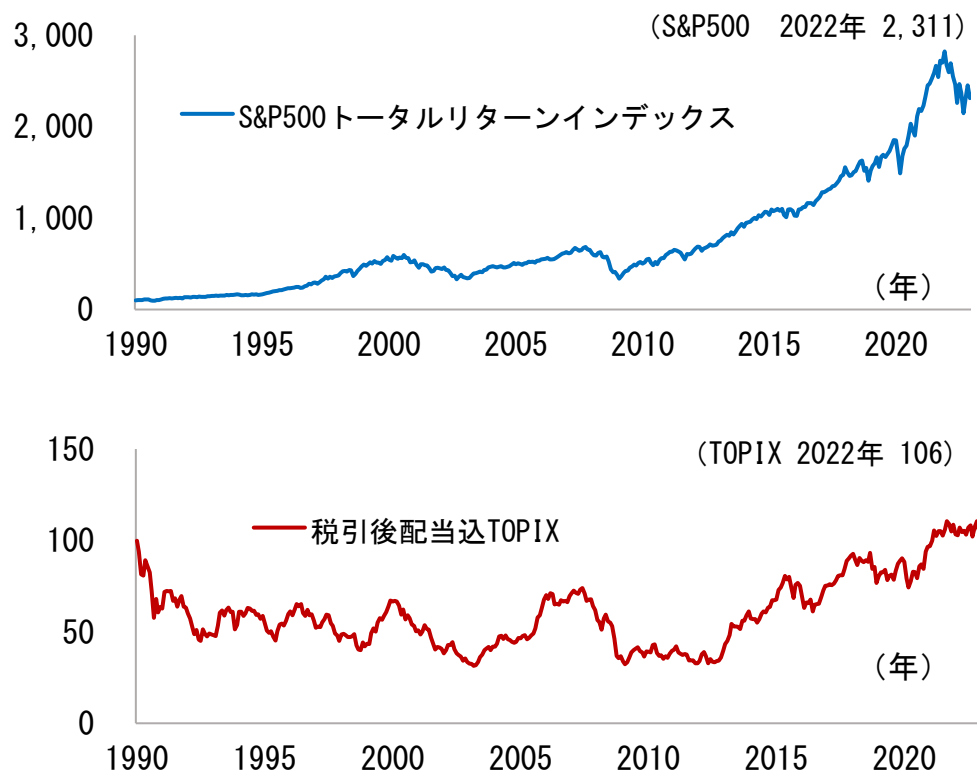


(出所) 日本銀行「定期預金の預入期間別平均金利」、東京証券取引所「統計月報」

積立投資による過去30年間の複利利回りの分布（1990年～2022年）

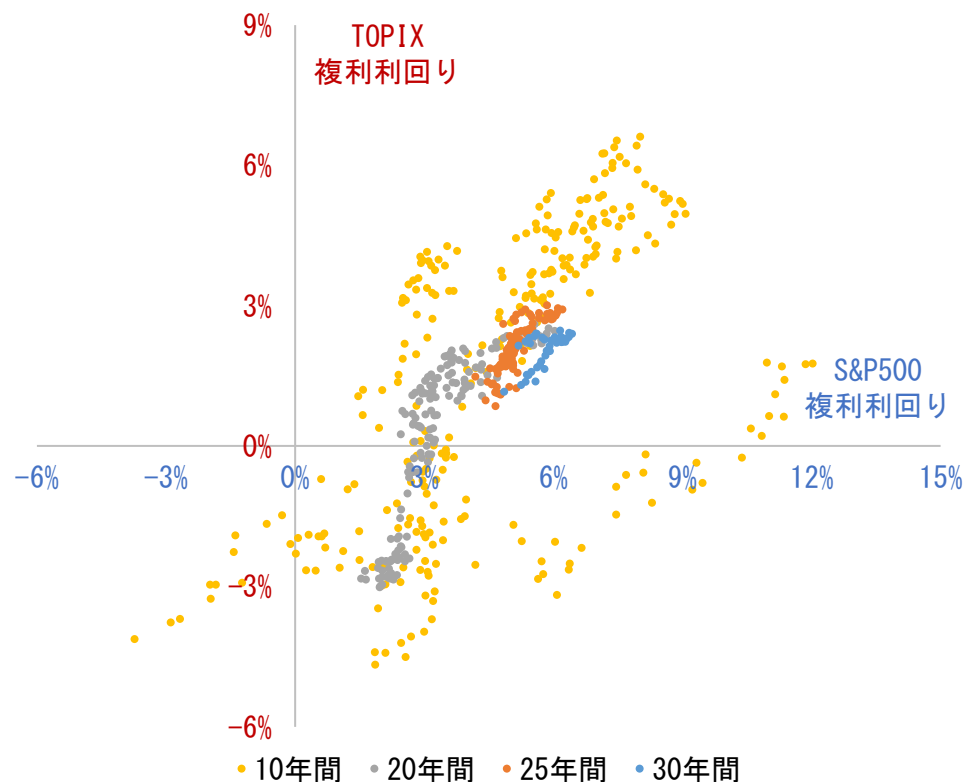
- S&P500の複利利回りは、概ね3～7%の間で推移している。
- TOPIXの複利利回りは、概ね-3～3%の間で推移している。

S&P500指数及びTOPIX指数の推移（1990年～2022年）



(注) グラフは1990年1月時点の数値を100としたうえで指数化。
(出所) Bloomberg、日本取引所グループ等

積立投資による複利利回りの分布（1990年～2022年）

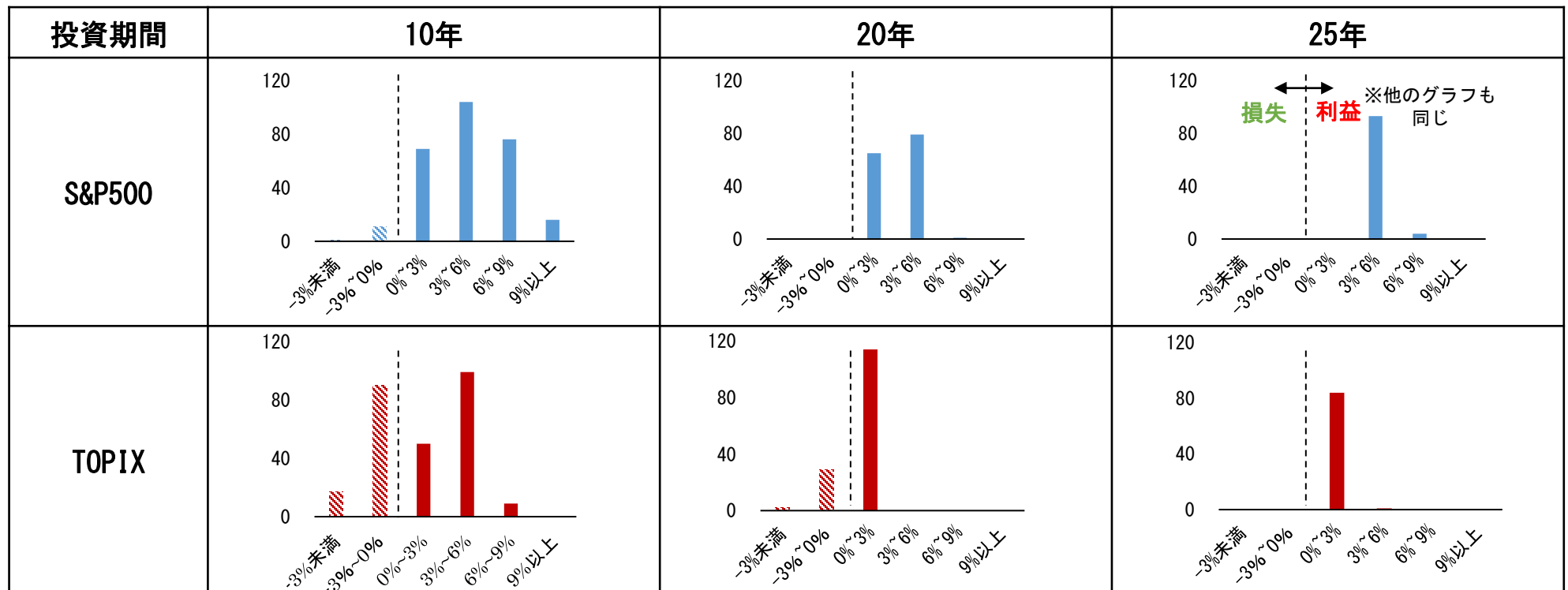


(注) 1990年1月～2022年12月の各月から10年・20年・25年・30年の期間を取り、配当込みS&P500指数（横軸）及び配当込みTOPIX指数（縦軸）へ、毎月末積立投資を行った場合の複利利回りの分布。
(出所) Bloomberg、日本取引所グループ等

S&P500指数及びTOPIX指数を用いた積立投資期間による リターンの安定性の検証(1990年～2022年)

- 1990年1月以降の各月末から、S&P500指数及びTOPIX指数へ毎月末、積立投資を行った場合の、投資期間別のリターン率の分布を投資期間別に示している。
- 投資期間が10年の場合、S&P500・TOPIXの複利利回りともに損益にばらつきがあり、含み損の水準となるケースもある。
- 投資期間を25年取った場合には、1990年1月以降どの時点で積立投資を開始したとしても、S&P500・TOPIXの両指数の複利利回りは含み益(プラス)の水準で安定している。

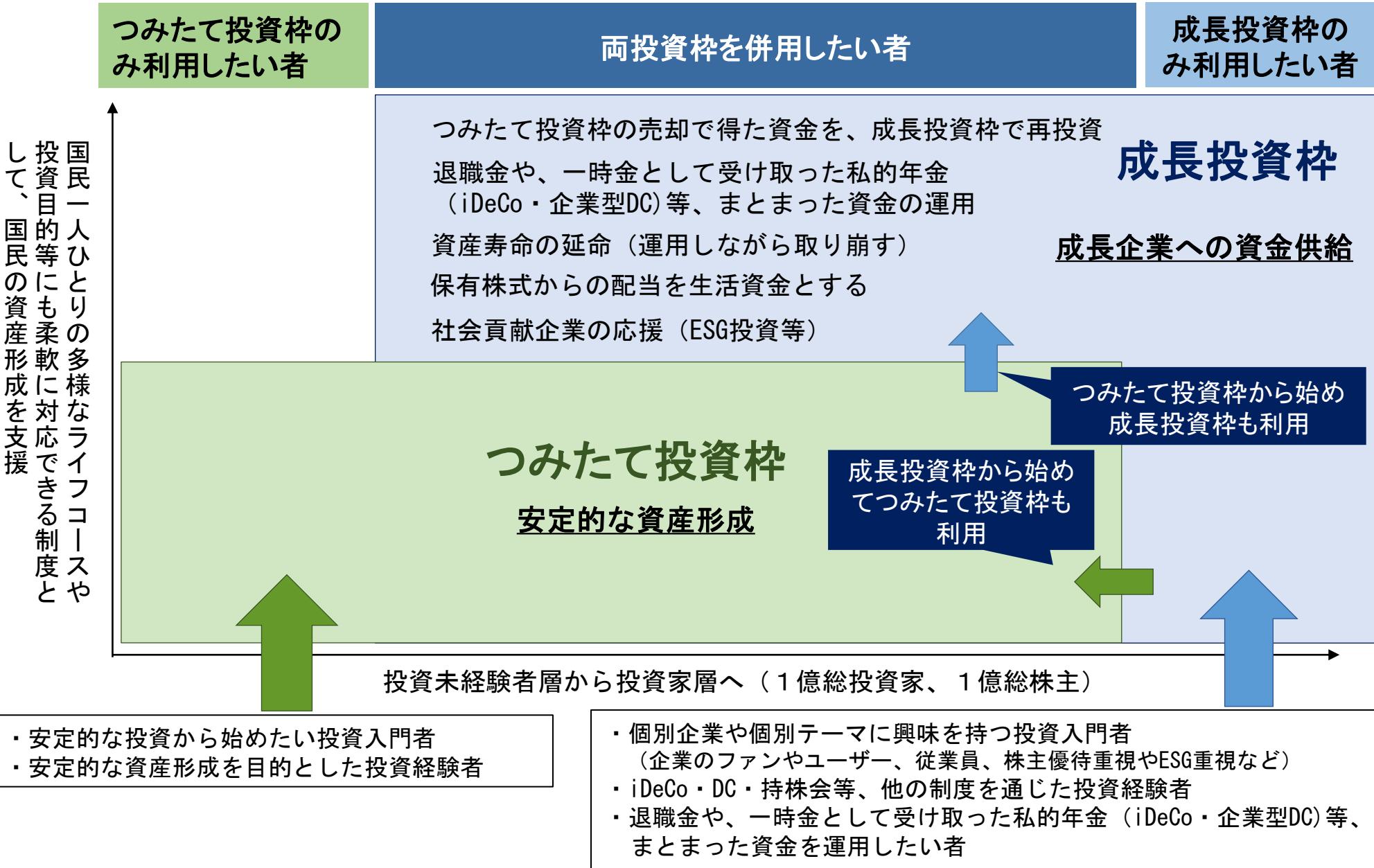
積立投資の期間と複利利回りの分布 (1990年～2022年)



(注) 1990年1月～2022年12月の各月末から10年・20年・25年の期間を取り、S&P500トータルリターン指数及び配当込TOPIX指数へ、毎月末積立投資を行った場合の複利利回りの分布。
(出所) Bloomberg、日本取引所グループ等

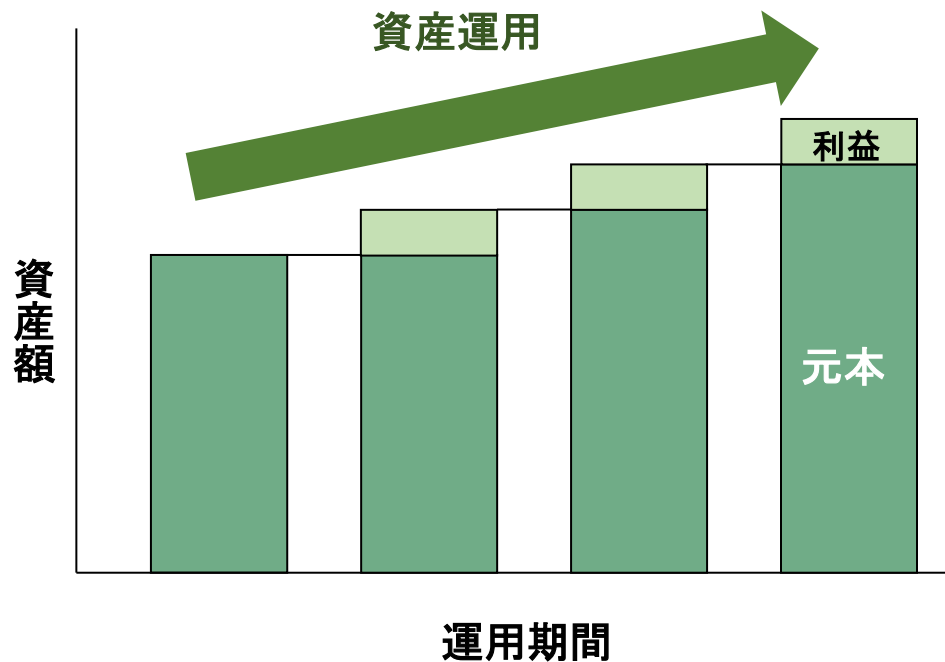
4. 国民一人一人のライフコースや投資目的に応じたNISAの多種多様な活用方法

国民一人一人の多様なライフコースや投資目的に応じたNISA活用イメージ

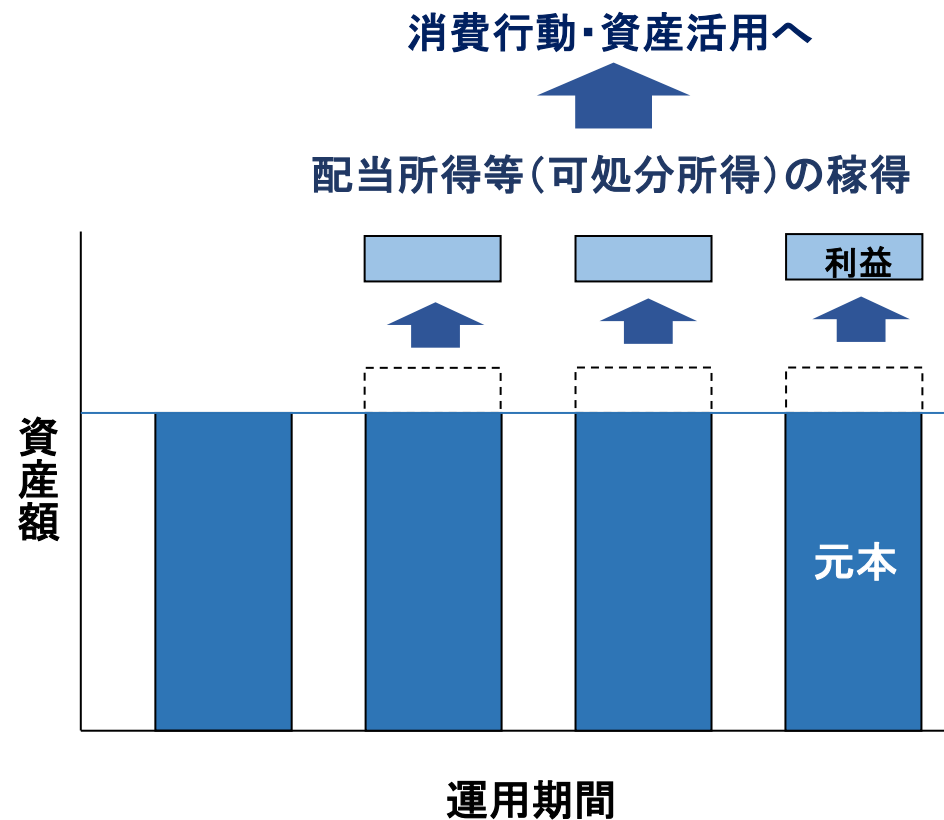


利益の再投資と配当所得等の稼得の違い(イメージ)

利益を分配金として受け取らず
投資信託内で再投資するイメージ
(つみたて投資枠)

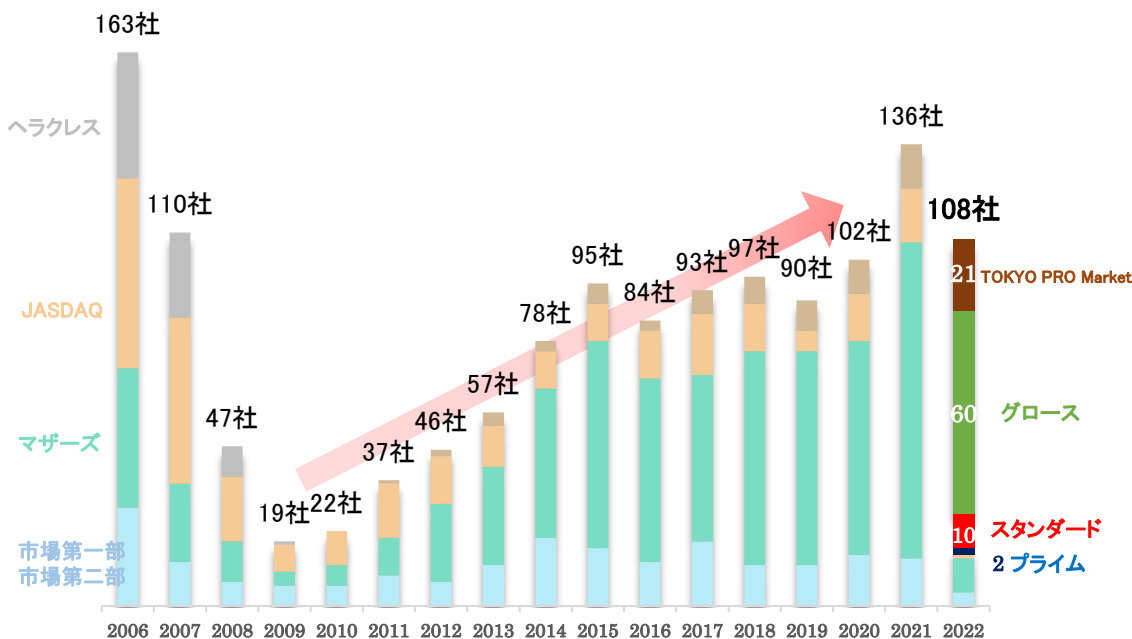


利益を配当所得等として
受け取るイメージ
(成長投資枠)



株式投資を通じた社会の変革・発展への貢献

- 国内のIPO社数は、金融危機後の低迷から徐々に回復し、近年は毎年100社前後が上場。新興企業向け市場を中心として、イノベーションや社会課題の解決に挑む新たな上場企業が次々と登場している。
- 株式投資には、資産形成の観点に加えて、**国民一人ひとりが“共感”する企業を“応援”することにより、企業の成長や社会の変革・発展に貢献できるという意義があり、成長投資枠は、こうした企業への投資促進を通じて「新しい資本主義」の実現を後押し。**
- 短期的には成果の還元が難しい企業もあるが、**NISA制度の恒久化・非課税保有期間の無期限化により、長期的な目線で投資を行うことが可能に。**



(注) 東京証券取引所(統合前的大阪証券取引所を含む)におけるIPO社数(テクニカル上場を除く)
 (注) TOKYO PRO Market への新規上場を含み、TOKYO PRO Marketを経由した上場を除く
 (注) 2022年4月4日よりプライム・スタンダード・グロース市場の市場区分が開始
 (出所) 東京証券取引所

東証グロース市場の主な上場企業(時価総額上位10社)

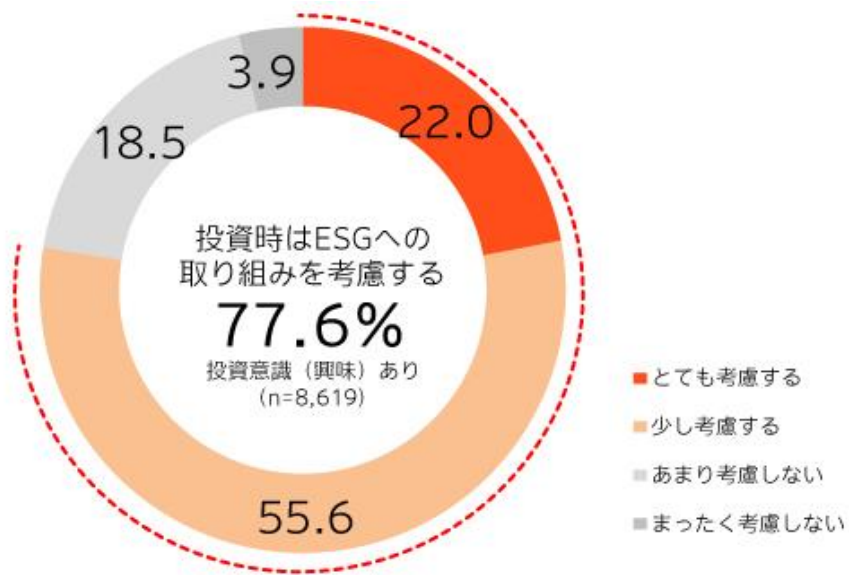
コード	会社名	業種	時価総額 (億円)	上場年
4194	ビジョナル	情報通信	2,760	2021
9552	M&A総合研究所	サービス	1,943	2022
5032	ANYCOLOR	情報通信	1,931	2022
4478	フリー	情報通信	1,872	2019
9348	ispace	サービス	1,323	2023
4485	JTOWER	情報通信	1,304	2019
4071	プラスアルファ・コンサルティング	情報通信	1,299	2021
5253	カバー	情報通信	1,219	2023
9229	サンウェルズ	サービス	1,134	2022
3479	ティーケーピー	不動産	1,074	2017

(注) 時価総額は2023年5月31日の終値ベース

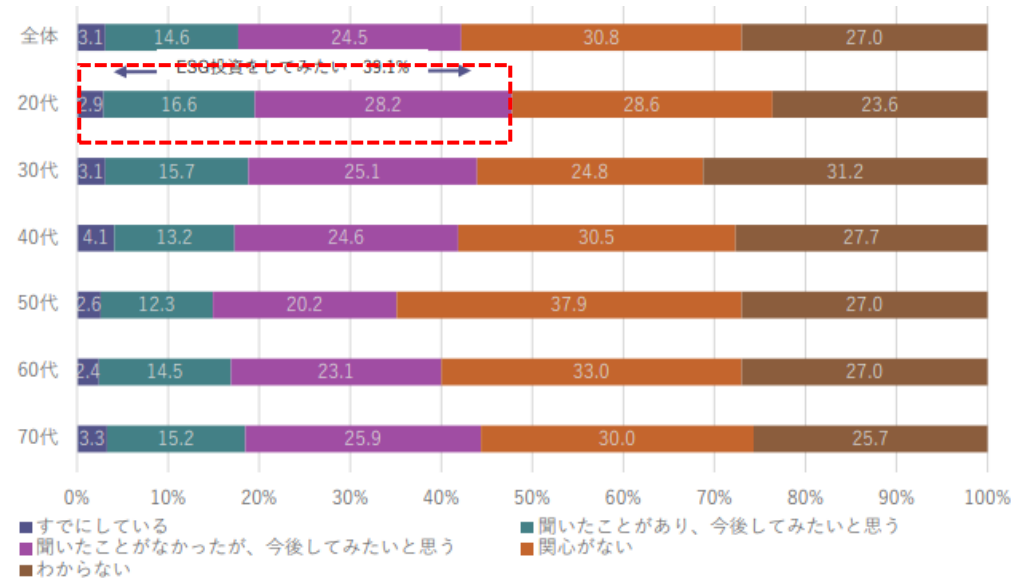
「ESG」や「SDGs」を重視した投資

- 電通 企業広報戦略研究所が2020年に行った調査では、投資意識(興味)のある層のうち、約8割が「投資時にESGへの取り組みを考慮する」と回答。
- また、QUICKの2021年調査では、「ESG投資をすでにしている/してみたい」と答えた回答者が全体の4割以上を占め、特に20代では半数近くを占めている。
- 若年層を中心にESG投資が注目を集める中、環境や持続可能性に配慮した企業を選択して応援するような投資が可能である成長投資枠の重要性は今後も高まっていく。

投資する際にESGを考慮するか(n=8,619)



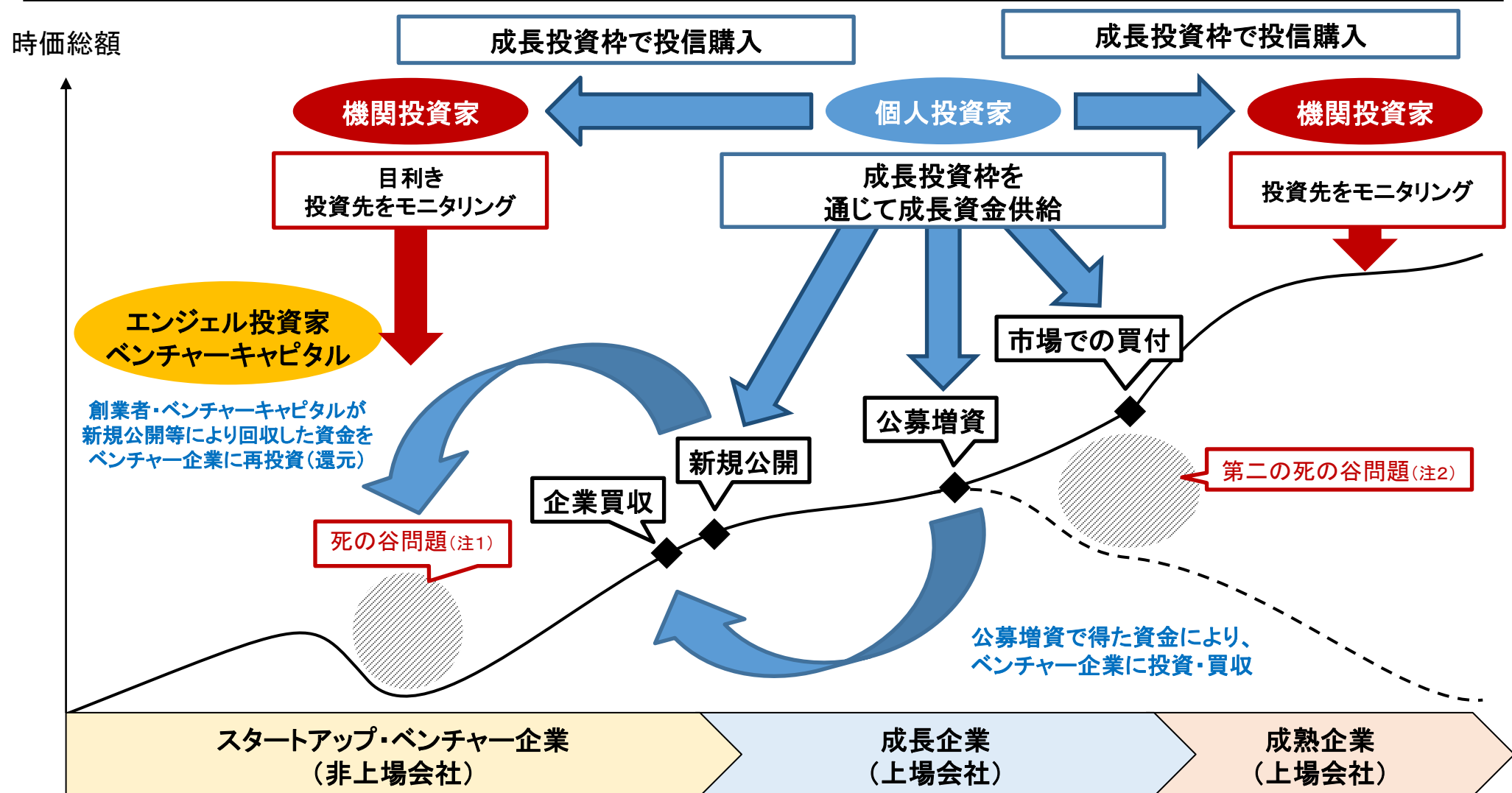
ESG投資に対する関心(世代別)(n=3,056)



(出所)企業広報戦略研究所「2020年度 ESG/SDGsに関する意識調査」

(出所)QUICK「QUICKサステナビリティ意識調査」

スタートアップから成熟企業までの成長・発展とリスクマネー循環のイメージ



(注) 1. 創業後、利益を上げて資金を確保するためには相当の期間が必要であるため、それまでの間に資金不足が生じる問題をいう。

2. 上場後、大株主等からの売り圧力などにより株価が低迷し、その結果、追加の成長資金を得られずに、発展の機会が失われる問題をいう。

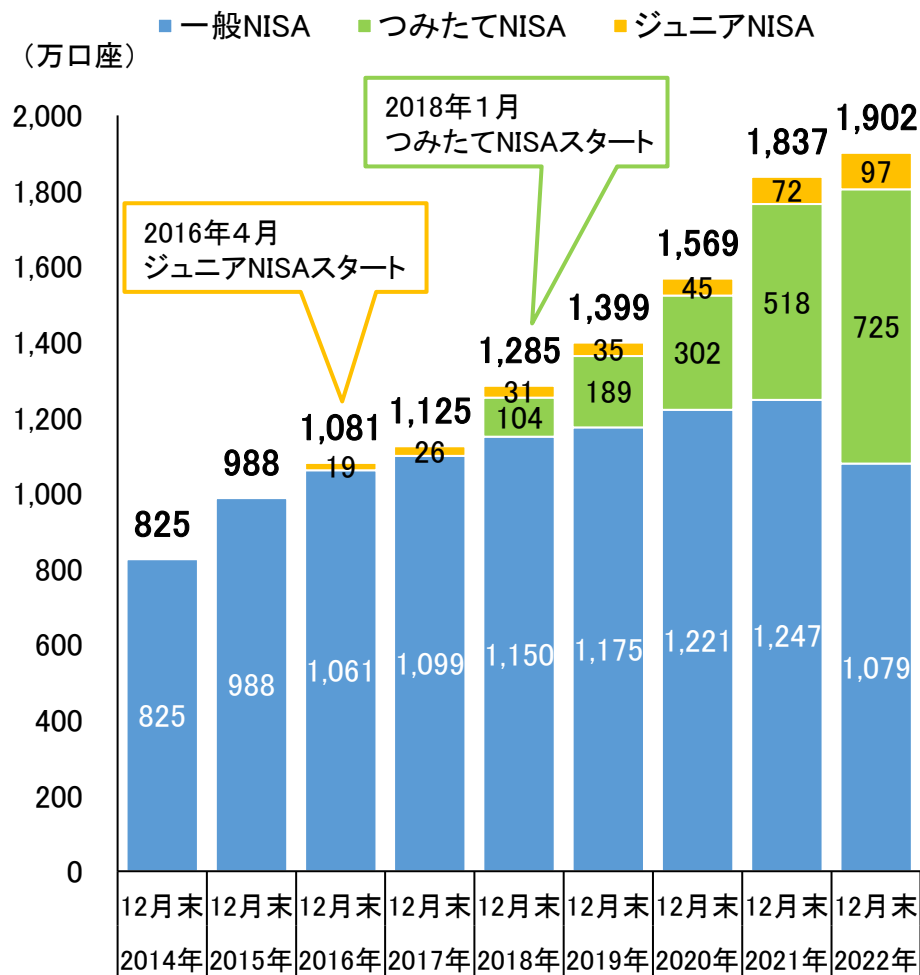
**我が国のスタートアップから成熟企業までの成長・発展を促すためには、
成長投資枠の活用を含めた成長資金(リスクマネー)の供給と循環が不可欠**

参考1 NISA(一般・つみたて・ジュニア) 口座数・買付額の推移

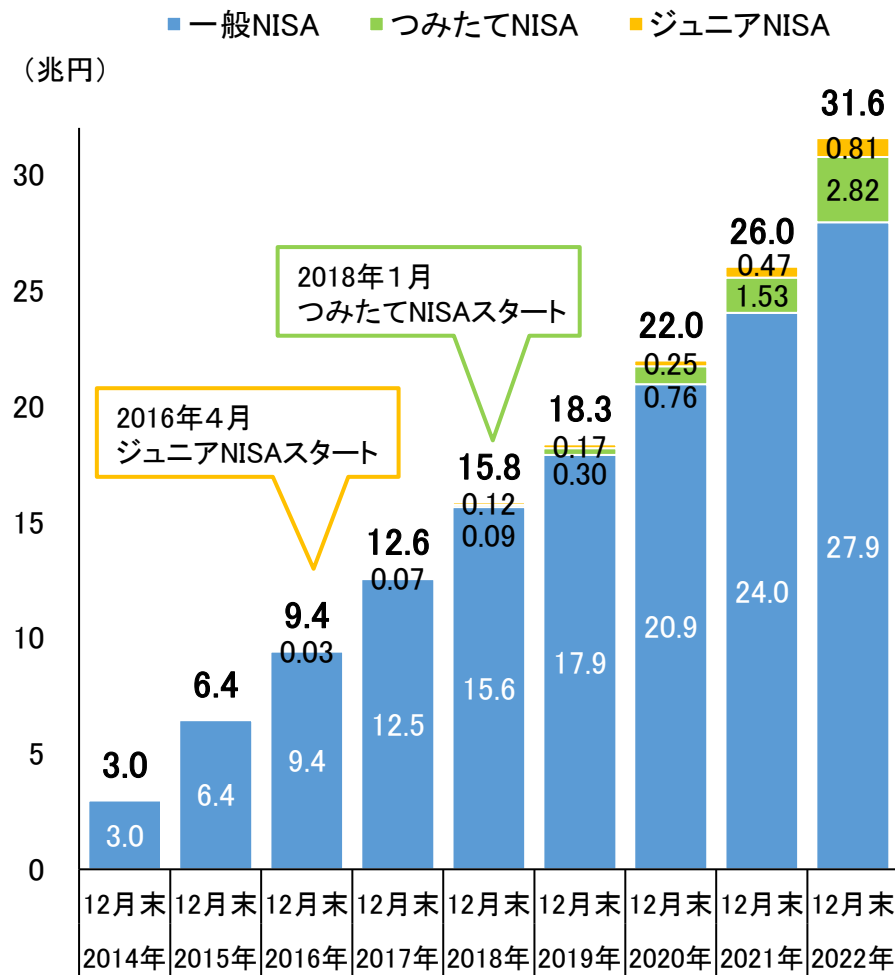
NISA(一般・つみたて・ジュニア)口座数・買付額の推移

- NISA(一般・つみたて・ジュニアNISA)は、これまで約1,900万口座が開設され、約31.6兆円の新規投資が行われており、**国民の資産形成に不可欠な制度**となりつつある。

NISA口座数の内訳と推移



NISA累計買付額の内訳と推移



※ 番号未告知者の勘定未設定口座が2022年1月1日をもって廃止されたことにより、2022年の一般NISA口座数が一時的に減少している。

(出所)金融庁

参考2 令和5年度税制改正大綱及び 改正法案に対する附帯決議(抜萃)

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

(前略)

まず、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行う。

(中略)

1. 成長と分配の好循環の実現

(1) NISAの抜本的拡充・恒久化

「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要である。このような観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。

あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額を拡充する。一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠(「つみたて投資枠」)については、現行のつみたてNISAの水準(年間40万円)の3倍となる120万円まで拡充する。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般NISAの水準(年間120万円)の2倍となる240万円まで拡充する。これにより、年間投資上限額の合計は360万円となり、英国ISA(約335万円)を上回る規模が実現する。

(参考) 2022年12月16日付け「令和5年度税制改正大綱」(NISA関連抜萃 2/2)

一方、投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額を設定することとする。その総額については、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、現行のつみたてNISAの水準(800 万円)から倍増以上となる1,800 万円とする。また、「成長投資枠」については、その内数として現行の一般NISAの水準(600 万円)の2倍となる1,200 万円とする。

NISA制度は安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、「成長投資枠」について、高レバレッジ投資信託などの商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し金融機関に対する監督及びモニタリングを強化する。今後、制度の利用状況等を踏まえつつ、家計の安定的な資産形成に資するものとなっているかどうかなど、その政策効果について定期的な検証をすることが必要不可欠である。

なお、現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取扱いを継続する。

今回のNISA制度の抜本的拡充・恒久化が、金融経済教育の充実や利用者の利便性向上の取組みなどと相まって、将来にわたり家計による継続的な投資につながるとともに、投資未経験の方や、今は投資の機会に恵まれない方については、賃上げ等を通じた所得の底上げが将来的な投資につながることも期待される。

(参考)所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抜萃)

【衆議院財務金融委員会】所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 NISA制度の抜本的拡充に当たっては、制度の適切な広報・周知により利用の促進を図るとともに、長期的かつ小規模な投資による資産所得の形成支援という趣旨を逸脱した利用、例えば、短期の回転売買などを抑制するための対策を講ずること。また、「貯蓄から投資へ」の観点から、適切に金融資産の選択・運用が行われるよう国民の金融リテラシー向上に努めること。あわせて、市場の国債消化能力等の観点から、家計金融資産の動向を注視すること。

【参議院財政金融委員会】所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 NISA制度の抜本的拡充に当たっては、制度の適切な広報により利用の促進を図るとともに、長期的かつ小規模な投資による資産形成を支援するという制度趣旨を逸脱した利用を抑制するための対策を講ずること。また、「貯蓄から投資へ」の観点から、適切に金融資産の選択・運用が行われるよう国民の金融リテラシー向上に努めること。あわせて、市場の国債消化能力等の観点から、家計金融資産の動向を注視すること。

参考3 NISA制度の担い手である 金融機関等の状況

NISAにおける手数料の扱い

【つみたてNISA】

告示により長期の積立・分散投資に適した金融商品に限定されている

- ・ **販売手数料がゼロ**、保有に要するコストが低額
- ・ 運用期間が長期（無期限又は20年以上）
- ・ 毎月分配以外のもの 等

【一般NISA】

金融庁監督指針により、制度趣旨に則った適切な金融商品の提供・勧誘等を行う旨が記載

- ・ 金融リテラシー向上のための情報提供
- ・ 安定的な資産形成に資する金融商品の提供
- ・ **手数料等の収入面に偏重しない評価体系の構築** 等

⇒販売業者への規制を通じて政策目的の実現を図ることとされている

ONISA（一般・つみたて）取扱金融機関数（2022年9月末時点）

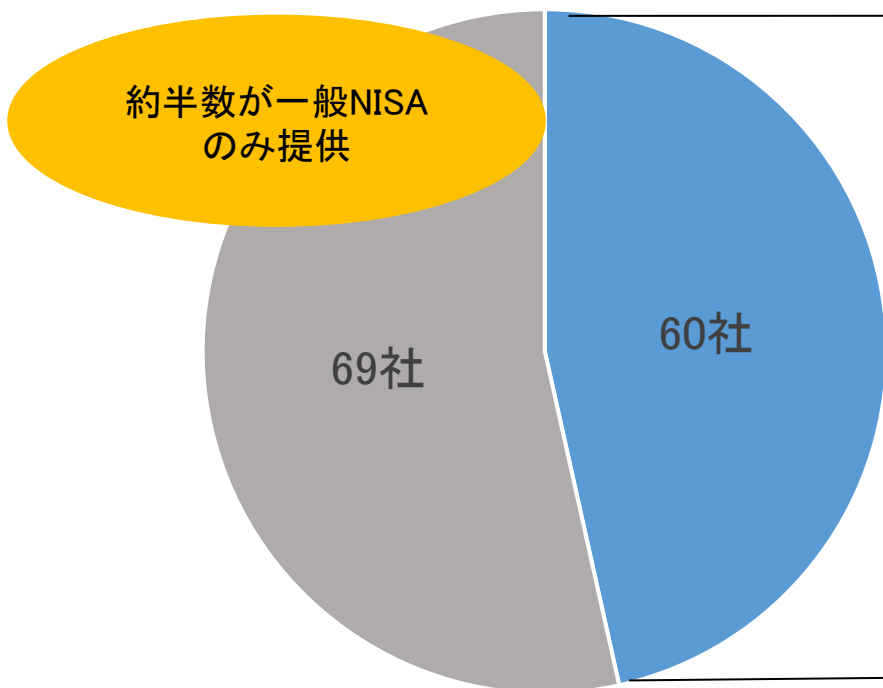
	金融機関（注）	証券会社	全金融機関合計
一般NISA	556法人	129社	685法人
つみたてNISA	512法人	72社	584法人

（注）金融機関には、銀行（都銀、地銀、ゆうちょ銀）、信託銀行、信用金庫、信用組合、投信会社、農協、労働金庫、生損保を含む。

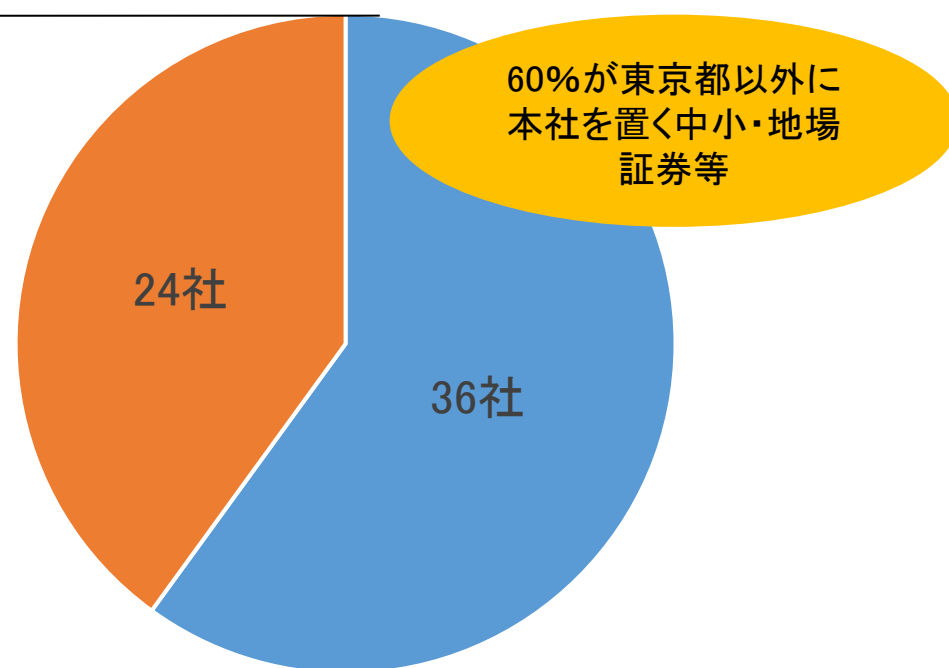
証券会社における一般NISA・つみたてNISAの提供状況について

一般NISAが開設可能な証券会社(129社)
(2022年12月31日現在)

一般NISAのみ開設可能な
証券会社60社の本社所在地



- うち一般NISAのみ開設可能な証券会社
- うちつみたてNISAも開設可能な証券会社



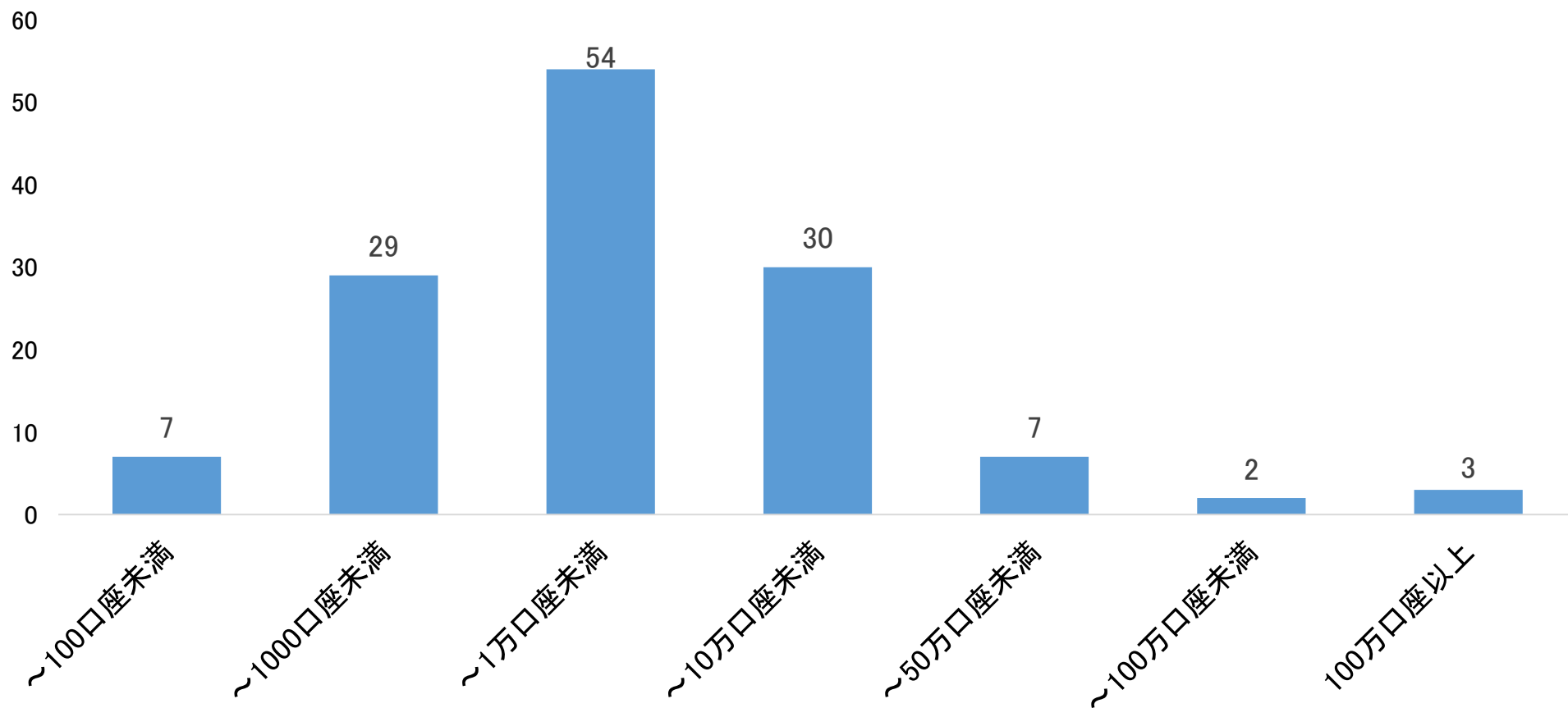
- 東京都以外
- 東京都

証券会社ごとのNISA口座数分布(2022年12月31日現在)

NISAの取扱いのある証券会社(全132社)ごとのNISA口座数は下記のとおり

- NISA口座数1万口座未満の社が全体の約7割、50万口座未満の証券会社が全体の96.2%を占めている。

証券会社ごとのNISA口座分布



参考4 海外比較

資産形成を支援する制度の日米英比較

➤ 日本では、米国・英国の私的年金制度を参考にした企業型DC・iDeCoと、英国のISAを参考にしたNISA制度が整備されている。

		米国 		英国 		日本 		税制		
								拠出時	運用時	給付時
私的年金	引出制限あり	企業型 401k	個人型 IRA	企業型 DC NEST	個人型 SIPP	企業型 DC	個人型 iDeCo	E 非課税 (注1)	E 非課税	T 課税 (注2)
	年金・住宅		Roth IRA (注3)		ライフタイム ISA (注4)	財形貯蓄		T	E	E
資産形成支援	引出制限なし				ISA イノベーティブ ファイナンスISA	一般NISA つみたて NISA NISA (2024~)		課税 (課税後の 所得からの 拠出)	非課税	非課税
資産移転 次世代への	引出制限あり		529プラン		ジュニア ISA	ジュニア NISA				

(注) 1. 所得控除を含む。 2. 日本では退職所得・公的年金等控除が適用される。
 3. Roth IRAの元本部分はいつでも非課税で引き出せる。ただし、利益部分は積立から5年以上経過し、かつ、59.5歳以上、死亡、障害、初めての持家取得のいずれかに当てはまる場合のみ非課税で引き出せる。それ以外の場合には利益部分は課税となり、さらに10%のペナルティ課税が行われる。
 4. ライフタイムISAは、60歳までの引出制限があるが、初めての持家取得の際には引出可能。



<米国>家計の資産形成を支援する制度の概要

- 米国では1980年前後から、年金制度を中心に、家計の資産形成を支援する制度の整備が進んでおり、**制度の利用者数が非常に多い(401kは国民の3人に1人、IRAは7人に1人が利用)**。**拠出限度額は非常に大きく**、各制度の併用も可能。
- また、401kは、雇用主による従業員の自動加入や、デフォルト商品にリスク性資産の選択もしやすくなっており、株式への直接投資も可能であることから、**制度が投資や資産形成を始めるきっかけとして機能しやすい**と考えられる。

	制度	対象者	利用者数 <人口比>	主な 対象商品	拠出可能 期間	引出年齢 (制限)	拠出限度額(年間) ※529プランは総額	残高※
401k	企業型 確定拠出 年金 (1981年～)	プラン提供企業の 従業員 (雇用主は従業員の 自動加入を選択 しやすい)*	110百万人 <33%> (2020年末)	株式、投信、 預金、保険等 (適格デフォルト 商品を一定のリ スク性資産に選 択しやすい)*	21歳以上 かつ1年間 の勤務が ある者～ 退職まで	59.5歳から 引出可能 72歳まで に引出開 始義務	50歳未満: 22,500ドル[331万円] (企業拠出+従業員拠出を併せた 限度額: 66,000ドル[970万円]) 50歳以上: 30,000ドル[441万円] (企業拠出+従業員拠出を併せた 限度額: 73,500ドル[1,080万円])	6.6兆ドル [965兆円] (2022年末)
IRA Individual Retirement Accounts	個人 退職年金 (1974年～)	所得のある者 (所得制限なし)	50.7百万人 <15%> (2020年末)	株式、投信、 預金、保険等	制限なし	59.5歳から 引出可能 72歳まで に引出開 始義務	50歳未満: 6,500ドル[63万円] 50歳以上: 7,500ドル[74万円]	9.7兆ドル [1,431兆円] (2022年末)
Roth IRA	個人 退職年金 (1997年～)	所得のある者 (所得制限あり)	23.6百万人 <7%> (2020年末)	株式、投信、 預金、保険等	制限なし	59.5歳から 引出可能		1.1兆ドル [165兆円] (2022年末)
529 プラン	高等教育 資金貯蓄 (1997年～)	誰でも可能 (親・祖父母が中心) (所得制限なし)	16百万口座 <4%> (2022年末)	株式、投信、 預金、保険等	制限なし	高等教育 費等に限 る	235,000ドル～550,000ドル [3,455万円～8,085 万円] (州により異なる)	4,113億ドル [60.5兆円] (2022年末)

* 401kでは、自動加入やデフォルト商品の選択について、一定の要件を満たす場合には雇用主の受託者責任を問わない「セーフハーバー」が導入されている。

(注) 各制度は併用可能。IRAの残高はTraditional IRAの残高。1ドル＝147円(2022年末)で換算。(出所) 各種資料より日証協作成



<英国>家計の資産形成を支援する制度の概要

- 英国では、年金以外の資産形成支援制度としてISAが導入されている。**ISAは国民の約半数(45%)が利用しており、恒久的で充実した制度**となっている。

	制度※	対象者	利用者数 ＜人口比＞	主な 対象商品	拠出可能 期間	引出年齢 (制限)	拠出限度額(年間)※	残高※
DC	企業型 確定拠出 年金 (1986年～)	プラン提供企業の 従業員	<u>1,380万人</u> ＜23%＞ (2022年推計)	投信	75歳未満	55歳から 引出可能	60,000ポンド[997万円] ＜生涯拠出限度額＞ 1,073,100ポンド[1.8億円] (私的年金全体で)	<u>5,450億ポンド</u> [72.7兆円] (2022年末)
NEST National Employment Savings Trust	国家雇用 貯蓄信託 (2012年～)	職域年金制度のない 中小企業等に属する 16歳以上の者	<u>1,083万人</u> ＜18%＞ (2022年末)	投信	16歳以上 75歳未満	55歳から 引出可能		<u>244億ポンド</u> [3.7兆円] (2022.3末)
SIPP Self Invested Personal Pension	自己投資型 個人年金 (1990年～)	所得のある者	—	株式、投信、 預金、保険等	75歳未満	55歳から 引出可能		<u>7,900億ポンド</u> [131.2兆円] (2021.12末)
ISA	個人 貯蓄口座 (1999年～)	18歳以上 (預金型は16歳以上)	<u>2,716万人</u> ＜45%＞ (2020課税年度)	株式、投信、 預金、保険等	18歳～終身	なし	20,000ポンド [332万円] (ISA制度全体で) ※ライフタイムISAのみ、 さらに年間4,000ポンド(約66万円) の上限あり	預金型: <u>2,875億ポンド</u> [42.0兆円] 株式型: <u>3,987億ポンド</u> [58.2兆円] (2021.4.5)
ライフタイム ISA	個人 貯蓄口座 (2017年～)	18歳以上 40歳未満 (口座開設可能期間)	—	株式、投信、 預金、保険等	18歳以上 50歳未満	初めての 住宅購入時 または 60歳から 引出可能		
イノベティブ ファイナンス ISA	個人 貯蓄口座 (2016年～)	18歳以上	—	P2Pローン	18歳～終身	なし		<u>7億ポンド</u> [1,022億円] (2021.4.5)
ジュニア ISA	未成年者 貯蓄口座 (2011年～)	18歳未満	<u>94万人</u> ＜1.7%＞ (2020課税年度)	株式、投信、 預金、保険等	0歳以上 17歳未満	18歳から 引出可能	9,000ポンド[149万円]	<u>71億ポンド</u> [1.0兆円] (2021.4.5)

(注) 1. DCについては社会保障法によって適用除外が導入された年。 2. 拠出限度額は、2023課税年度の値、1ポンド＝166.1円(2023年4月時点)で換算。 3. SIPPの残高は個人年金を含む。

4. 年金は1ポンド＝166.1円(2022年12月時点)、IISAは1ポンド＝146円(2021年4月)で換算。

(出所) 各種資料より日証協作成

<日本>家計の資産形成を支援する制度の概要

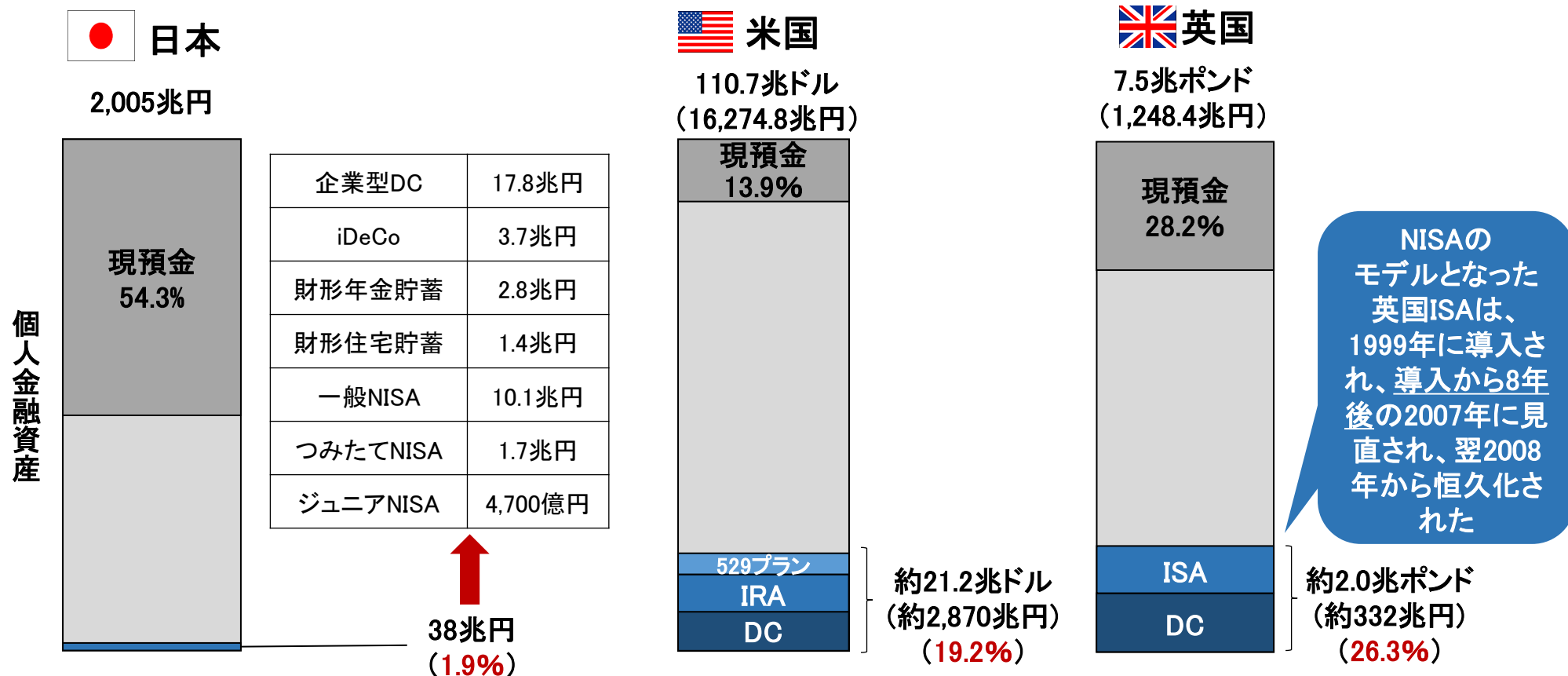
	制度	対象者	利用者数 <人口比>	対象商品	拠出可能 期間	引出年齢 (制限)	拠出限度額 (年間)	残高※
DC	企業型 確定拠出 年金 (2001年～)	プラン提供企業 の従業員	<u>782万人</u> <6%> (2022.3末)	預貯金、投資信 託、保険商品 など	15歳以上 70歳未満 ※厚生年金の被保険 者である期間	60歳から 引出可能	<u>66万円</u> (他に企業年金なし) <u>33万円</u> (他に企業年金あり)	<u>17.8兆円</u> (2022.3末)
iDeCo	個人型 確定拠出 年金 (2001年～)	自営業者、公務 員、専業主婦/主 夫、会社員(企業 型DC加入者の一 部を除く)	<u>239万人</u> <2%> (2022.3末)	預貯金、投資信 託、保険商品 など	20歳以上 65歳未満	60歳から 引出可能	自営業： <u>81.6万円</u> 会社員等： <u>14.4万円、24万円、27.6 万円</u> 専業主婦/主夫： <u>27.6万円</u>	<u>3.7兆円</u> (2022.3末)
一般 NISA 統合	少額投資 非課税 (2014年～)	18歳以上	<u>1,079万人</u> <9%> (2022.12末)	上場株式、 公募株式投信 など	18歳～終身	なし	<u>120万円</u> (最大で600万円)	<u>10.1兆円</u> (2021.12末)
NISA (2024～) 統合	少額投資 非課税 (2024年～)	18歳以上		上場株式、 公募株式投信 など (一定の制限あり)	18歳～終身	なし	<u>成長投資枠240万円</u> <u>つみたて投資枠120万 円</u> (最大で1,800万円)	
つみたて NISA	少額 積立投資 非課税 (2018年～)	18歳以上	<u>725万人</u> <6%> (2022.12末)	長期・積立・ 分散投資に 適した一定の 投資信託	18歳～終身	なし	<u>40万円</u> (最大で800万円)	<u>1.7兆円</u> (2021.12末)
ジュニア NISA	未成年者 少額投資 非課税 (2016年～)	18歳未満	<u>97万人</u> <0.8%> (2022.12末)	上場株式、 公募株式投信 など	0歳以上 18歳未満	18歳(高校3年生 の1月)から引出 可能	<u>80万円</u> (最大で400万円)	<u>4,700億円</u> (2021.12末)

(出所)各種資料より日証協作成

家計資産のうち資産形成支援制度による保有割合の日米英比較(2022年末時点)

- 個人金融資産のうち、資産形成支援制度を通じて保有されているものの割合は、米国が19.2%、英国が26.3%であるのに対し、日本は1.9%に留まっている。

⇒米英に倣って、日本は資産形成支援制度に対して更なる普及や拡充に取り組むことが重要。



(注) 個人金融資産残高以外の数値について、米国は2021年末、英国は2021年末(NEST、ISAは2020年現在)、日本は2022年3月末(NISAは2021年末)。
1ドル=147円、1ポンド=166.1円で換算(2022年12月末時点)

(出所) 米国…ICI, "Quarterly Retirement Market Data".

英国…ONS "UK Economic Accounts", Investment Association "Investment Management Survey", HMRC, "ISA statistics".

日本…運営管理連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、厚生労働省「財形貯蓄制度の実施状況」、金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」

(参考)英国ISA制度の概要

	預金型ISA	株式型ISA	イノベーティブ・ ファイナンスISA	ライフタイム ISA	ジュニアISA (預金型、株式型)
導入時期	1999年 4 月 6 日		2016年 4 月 6 日	2017年 4 月 6 日	2011年11月 1 日
口座開設者	満16歳以上の 居住者	満18歳以上の居住者		満18歳以上 40歳未満の居住者	18歳未満の居住者
口座開設 可能期間	2008年に恒久化		導入時から恒久		
非課税 保有期間	導入時から恒久				
対象商品	預金、MMF等	株式、債券、 投資信託、保険等	P2Pローン、 現金	株式、債券、 投資信託、 保険、預金、MMF等	預金型、株式型ISAに 準ずる
非課税対象	利子等	配当、譲渡益、 利子等	利子等	配当、譲渡益、 利子等	預金型、株式型ISAに 準ずる
拠出限度額	合計で年間20,000ポンド（332万円）まで ※ライフタイムISAのみ、さらに年間4,000ポンド（66万円）の上限あり				年間9,000ポンド （149万円）
補助金	なし			あり（注1）	なし
引出制限	なし			あり（注2）	あり（注3）

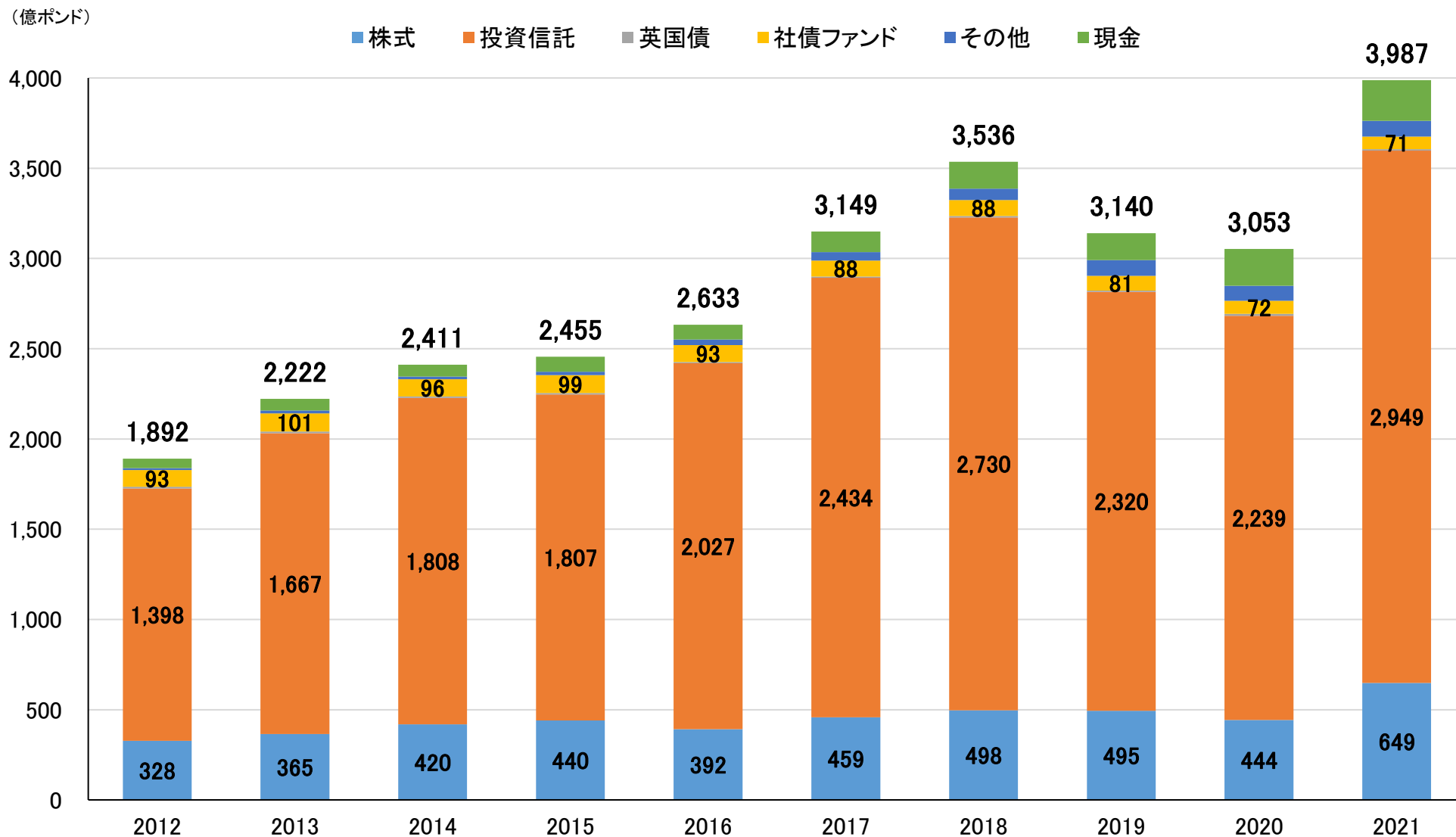
(注) 1. 50歳までに行う拠出について、拠出額の25%が補助金として追加される。

2. 最初の住宅購入、60歳以降または疾病末期(余命1年未満)以外での引出しを行った場合、残高の25%がペナルティとして徴収される。

3. 口座開設者が18歳未満の場合は原則引出不可(死亡又は重篤な病気の場合を除く)。口座の指図は16歳から行える。

4. 拠出限度額は2023課税年度の値、1ポンド＝166.1円(2023年4月時点)で換算。

(参考) 株式型ISAの残高推移



(出所) 英国HMRC